

3

第 3 号

1997 November no.3

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

特集 新しい組織の スタート台に立って

総合企画局 統計を政策情報として
生かすシステム

財政局 中・長期の財政計画策定と
財政構造改善の取り組み

環境局 廃棄物行政と環境行政の連携
～ごみから見た組織再編の有意性

健康福祉局 生涯福祉都市づくり推進における
介護保険制度の影響と課題

まちづくり局 地域特性を考えた都市計画・
建築行政の一体的整備のあり方

建設局 組織改革に伴う河川と下水道の
一体的な水行政について

市民局 区役所機能の拡充と
新たな区政の展開

世紀末か新世紀か

川崎市長

高橋 清

一〇月に行われました市長選挙に当たりましては、大変お世話になりました。また四年間、みなさんとともに「市民と築く確かなまち川崎」を合い言葉に、川崎市政を担当することになりました。よろしくお願ひします。

私にとって三期目になるわけですが、今回はちょうど二一世紀をまたぐ任期にあたります。世紀末という言葉は、あまりよいイメージでは使われません。

悲観的な響きのする言葉です。新世纪は、希望に満ちあふれた言葉です。特に、景気も思うにまかせず、暗い話題が多い昨今では、新たな世紀を迎えるとする意気込みが大事です。もちろん、カラ元気では困りますが、実質のともなつた迫力で、市民とともに新しい世紀を迎えていきましょう。

さて、選挙を振り返りますと、批判票も多く出ました。詳細な投票分析は、専門家に委ねたいと思いますが、この批判票の意味を私なりに考えてみたいと思います。批判の対象は、個々の問題に対するものと、これまでの市政全般に対するものの両方にあると思いま

す。もちろん、選挙直前の職員の不祥事が、大きく市民に不信を抱かせたことが事実です。この件に関しては、市民からの信頼を回復する意味で、監督者としての私も含めた厳しい処分をしましたが、二度とこのようなことが起きないようにきちんとした仕組みを作らなければなりません。

不祥事を除けば、何が市民からの批判になつたのでしょうか。私は、常に、川崎市の市民も市職員も、進取の精神に富んでおり、新しいものに挑戦する、常によい方向への革新を心がけているということに強い信頼と自負があります。「川崎方式」という言葉をいただいているように、川崎市が国に先駆けた政策、他の自治体のお手本となるような施策を次々に打ち出していけたのも、こうした市民と職員の進取の精神に裏付けられたものです。また私が、選挙を通じて都市間競争のことを訴えてまいりましたのも、何も背伸びをするためには強調したわけではなく、川崎市の住み良さは日本一でありたいと目標を高く掲げ、市民とともにまちづくりを

進めていきましょうという、心からの呼びかけでした。

しかしながら、残念なことです。その思いが市民には十分に伝わらなかつたようです。なぜ、伝わらなかつたのか。いろいろ原因があると思いますが、このことを、私も職員も常に自戒しながら、あらためてみなさんとともに、市政を運営していきたいと考えます。

さて、職員でつくる「政策情報かわさき」も第三号になりました。今回は、行政改革が大きなテーマになつています。行政改革には、いくつかの視点があると思います。

一つは、現在国でも取り組まれていますが、肥大化した行政をもう少しスリムにして、ムダやムラをなくすとともに、市民にわかりやすい行政に変えていこうということです。川崎市は、国に先駆けて、今年、市政始まつて以来の機構改革を行いました。三局あつたものを統合して一〇局にしました。その中には、全国でもめずらしいひらがな局として「まちづくり局」ができ

ましたし、保健・医療・福祉をトータルにとらえることを目的に「健康福祉局」として統合しました。また、「総合企画局」を新設し、二十一世紀に向けた新たな政策を展開しようとしています。大きな機構改革でしたので、市民にも職員にもとまどいがあるかもしれませんが、これまで培つてきた進取の精神で、転換の時代を乗り切つていきたいと考えます。

二つ目は、地方分権の推進です。これも他都市に先駆けて分権担当の組織をつくりましたが、地方分権については、分権推進委員会の議論もほぼ終り、法律改正を含めた具体的な作業に移っています。同時に、地方分権を受け入れる自治体側の整備も求められています。機関委任事務の廃止など、これまで国に従属していた自治体でしたが、国と対等な立場で、自治体が自己決定する幅がいちだんと大きくなります。どのように、地方分権を内実化させていくかが、都市間競争に打ち勝つボイントになります。そして、国・県市の垂直的関係の分権とともに、「内なる

分権」、つまり大都市内部の分権が求められています。

具体的には、各行政区の権限や機能をいかに充実していくかということです。現在、各区では区役所と区民が共同して「区づくり白書」の策定を進めています。すでに作成された区もありますが、それを読んでみると、なかなかユニークな提案があり、これまでの役所の内部からの視点とは異なった市民の目からみた地域の豊かな可能性が展望されています。このように、多様な市民の意思や工夫を集めながら、地域での政策形成機能を高めつつ、「内なる分権」を進めていきたいと考えます。

三つ目は、市民と協働してまちづくりを行っていく視点です。総合計画にもうたつていていますように、市民・企業・行政が協力しあわなければ、よいまちづくりはできません。これまでの行政システムは、公と私を明確に二分するものではありません。新世紀に臨み、既成の自治体行政を刷新し、いかに新たな行政システムを築いていくかの壮大な挑戦でもあります。

是非、みなさんとともに「川崎方式」の行政改革を展開していきたいと願っています。

前号でも特集しました都市マスター

所が独占してしまえば、行政はますます硬直化し、多様化する時代に柔軟に対応することが難しくなっていきます。だからといって、公の責任が少なくなるわけではありません。〈共〉の部分をいかに行政と市民が協働して築きあげていくかが、これから自治体にとっての最優先の課題になります。

行政改革は、賛成とか反対の議論ですむものではありません。新世紀に臨み、既成の自治体行政を刷新し、いかに新たな行政システムを築いていくかの壮大な挑戦でもあります。

是非、みなさんとともに「川崎方式」の行政改革を展開していきたいと願っています。

新しい組織のスタート台に立つて 特集企画にあたつて 6

特集

統合企画局 統計を政策情報として生かすシステム 統合企画局統計情報課主査 岩瀬正人 8

財政局 中・長期の財政計画策定と財政構造改善の取り組み 財政局財政課主幹 曾禰純一郎 12

環境局 廃棄物行政と環境行政の連携 環境局環境企画室主査 稲垣 正 16

健康福祉局 生涯福祉都市づくり推進における介護保険制度の影響と課題 健康福祉局計画推進課主幹 佐々木元行 20

まちづくり局 地域特性を考えた都市計画・建築行政の一体的整備のあり方 まちづくり局企画課長 浅井雅美 24

建設局 組織改革に伴う河川と下水道の一体的な水行政について 建設局河川課主査 齋藤力良 28

市民局 区役所機能の拡充と新たな区政の展開 市民局区政課主査 河野正夫 32

◆各局長に抱負を聞く

施策の総合的な調整、丸テーブル主義 統合企画局長 君嶋武胤 36

仕事師としての、しなやかさと剛腕に期待が高まる 財政局長 小川澄夫 36

市民との協働作業の中から課題を発掘し解決策を模索する 市民局長 飯村富子 37

統合企画局長 武田善伸 38

行政、企業、市民の協働による環境施策の総合的な推進 環境局長 齋藤良夫 39

新組織は時代の要請、すべては市民のために生涯福祉都市づくりへの挑戦 健康福祉局長 井上裕幸 39

まちづくり局長 松田 優 40

都市基盤・住環境整備に向け、しっかりと、じっくり、まちづくり まちづくり局長 井上裕幸 39

建設局長 齋藤良夫 39

区づくり白書の策定を終わつて

[川崎区] ポスト白書の第一歩「まちづくりクラブ」構想私論 川崎区区政推進課副主幹 穂積建三 41

[幸区] 区民の創意と提案を大事にしてほしい 幸区区づくり白書策定委員 手塚善雄 43

[宮前区] 自立する都市に向けて。プラン策定から具体的な推進へ 宮前区区づくり白書策定委員 湯上二郎 44

[多摩区] 区づくり白書を契機に新しいまちづくり活動がうまれる 多摩区区政推進課主査 芦館 敦 46

[多摩・中原・川崎区長が語る] 分権時代の区役所像を考える 聞き手 総合企画局都市政策部長 峰岸是雄 47

【Aチーム報告書】『分権化されて自治体の仕事はどう変わる～自己決定権の拡大と自治体改革への提言』

選挙制度にも地方分権を 選挙監理委員会選挙課副主幹 小島勇人 51

【Bチーム報告書】『小さなまちづくりの手法開発～豊かな地域社会をめざして』

区役所改革雑感 総務局行政システム推進室副主幹 中山 博 53

政策研修リポートから

【大学院派遣研修】「外国人の子どもの教育を受ける権利」を考えることから見えてくるもの

総合企画局企画調整課主任 高橋勝美 57

【政策法務研修】本市行政手続条例の展望と課題

政策法務研修ローム・報告者／市民局消費者行政センター 南 昭子 59

【政策形成まちづくり研修】ホームレス対策をテーマとして

政策形成まちづくり研修ローム・報告者／総務局職員厚生課 清水健太郎 62

本市の政策展開から

新百合丘における市民共同のまちづくり

まちづくり局都市計画課 宮崎伸哉 64

川崎市福祉のまちづくり条例の制定にあたって

健康福祉局地域福祉課主任 澤里秀樹 69

市民の目

『富士見公園どうする会』の四年間を振りかえって

川崎区文化協会常任理事（地域振興部会長）・「富士見公園どうする会」代表 渡辺達夫 72

記者の目

住民の論戦で市政の活性化を

東京新聞社生活部 浅田晃弘 74

一冊の本

松下圭一 著『分権段階の自治体と政策法務』を読んで

総合企画局企画調整課主任 伊達知見 75

投稿

会議公開のインパクト～行政・メディア・市民

読売新聞社川崎支局 前田恭一 79

行政情報資料室の設置を望む

財政局財政課 简井康仁 81

特集企画にあたつて

平成九年四月一日付で組織機構の再編整備が実施されました。局の統廃合にはじまる組織再編の狙いは、右肩上がりの経済成長の時代から成熟の段階にはいった今日の時代に対応した、新たな改革を求めるものです。

今日、求められている改革とはいかなるものでしようか。それは、「行財政システム改革の推進に向けた基本方針（平成7年11月）」が既に述べているとおり、単なる経費削減や効率化だけではなく、「時代状況の変化を踏まえ、市民サービスの質を落とさず、新たな市民ニーズに対応し、しかも財政的な負担ができる限り少なくするという目標に向けて、システムの全体の改革」を行うものです。

組織再編整備計画は、こうした考え方につけて、抜本的な組織機構の改革を位置づけしたものであり、その基本的な考え方は次の三つにまとめられます。

①市民のニーズに対応するための総合的な施策展開と、内なる分権化に向けた区行政の充実をはかる。

②「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」の施策重点化の時代に対応できる、施策の選択と見直しを的確かつ迅速に調整できる組織へ再編する。

③組織機構の機能性を高めるため、簡素効率化を推進する。

これらの考え方をもとに一三局一室体制が一〇局体制へと変更されました。

しかし、このような組織の再編整備が実施されても、各個別の事業内容や執行スタイルが依然として今まで通りであれば、その効果

特
issue
集

新しい組織の スタート台に立つて

も十分生かされないし、市民への応答責任を果たしたことにはなりません。

新しい組織がスタートして、今それぞれの局・部課レベルで、与えられた課題を、どのような施策内容や体制によって挑もうとしているか、取り組みが始まっています。

そこで、今回の特集テーマを「新しい組織のスタート台に立って」とし、組織再編の主要なポイントをになった局・部課から、わが局、わが部課の主要課題の提示と、その解決のための施策・体制等について報告を願いながら、本市が取り組むべき主要課題とあわせ、今回の組織再編の意義について考える場を設定したものです。

(編集部)





統計を政策情報として 生かすシステム

総合企画局統計情報課主査

岩瀬正人

1 一はじめに

今年の四月の大規模な組織改革により、総務局統計課は新しく発足した総合企画局に組織変更になり、名前も統計情報課に改まつた。組織や名前の変更が「統計課」の機能と役割の変化を必然的にもたらすものでないにしろ、少なくとも企画部門への接近と「情報」という新たに付け加えられた二文字は、「統計情報課」のるべき姿を連想させる。

この小論の目的は、地方分権化の波が押し寄せ、また、硬直化した地方財政の中につつて、困難な政策課題の選択と遂行に「統計情報課」がいかに積極的に関わっていくか、その方策を示すことである。それは即ち、本誌の今回のテーマである「低成長時代の政策課題にどう応えるか」という問い合わせることになる。そのキーワードとなるのは「政策科学」という学問の領域である。この視点に立つて「統計」という「情報」を捉えることにより、「統計情報課」の新たな機能と役割を明確にしたいと考えている。

この小論の目的を達成するために、まず現在の統計情報課の業務を概観し、その問題点

を明らかにしなければならない。その際には新たに加わった「情報」という言葉の中身も明確に規定することが肝要である。

その後に「統計」と「政策」の有機的な関わりについて言及することになる。ここで初めて「政策科学」という学問がクローズアップされる。こうした議論を経た後に、「統計情報課」に期待される機能と、全局的な「統計」という「情報」の有機的なネットワークと、有効利用のシステムづくりを考察し、課題に応えることになる。

なお現在、総合企画局内に「統計情報のあり方研究会」が設置され、統計情報課の機能と役割について盛んに議論されているところである。筆者もその研究会の一員であり、本論の執筆とほぼ同時進行の形で研究会が進んでいる。したがって、本論でも研究会での議論を折にふれ紹介することになる。しかしながら、別段のことわりがない限り、本論で言及された事柄についてはすべて私見であることを、あらかじめおことわりしておく。

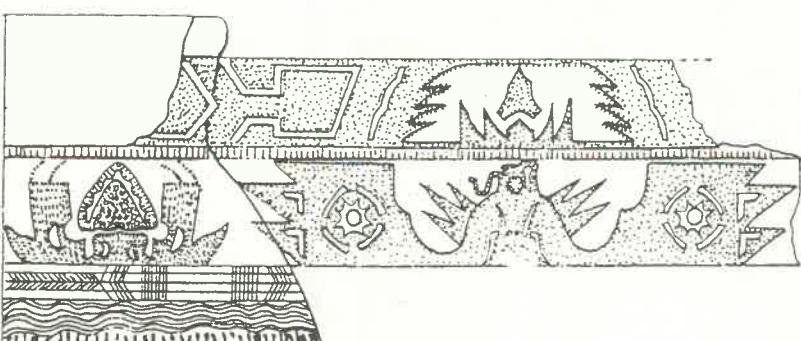
表1に掲載された①～④の人口に関する統計は、統計情報課が電算担当課から磁気データあるいはリストを得てみずから集計、加工をえた統計である。また、⑤の「川崎市市民所得」は、国の国民経済計算に当たるもので、本課でデータの収集に当たり、独自に積算、推計したものである。これらは純粹にホームメイドの統計であるといえる。

2 統計情報課の現況と課題

(1) 刊行物でみると

統計情報課は平成九年度に一六件の刊行物の発行を予定している(表1)。この中には「市の世帯数・人口」のように毎月発行しているものから「川崎市統計書」のように年に一度しか発行されないものもある。発行回数で積算すると五四回となる。これら刊行物の発行は、いわば統計情報課の成果の公表であり、積極的な情報の提供である。

この一六件、五四回という成果物の公表がこれで十分なものなのか否か、という議論は後にして、ここではその中身について考察を加え、統計行政の現状を解明する所口としたい。



（特集カット）中国湖南省沅水流域、
新石器時代前期・高廟文化の土器図像
(約7400年前)

次に、(1)の「川崎市消費者物価指数」は、総務庁作成の川崎分のデータを整理してそのまま掲載したものであり、(2)～(6)の各種調査の報告書に記載されているデータは、一部の例外をのぞくと県また国の実施機関によって集計されたものである。これらのデータを得るために調査は、市町村が実施機関として行ったものであるが、集計に関しては基本的にタッチしていない。

そして、府内向けの広報的役割をもつ(7)の「統計インフォメーション」及び(8)～(9)の刊行物は統計のオムニバスであり、府内をはじめとして、国や県あるいは民間からデータを収集してそのまま掲載したものである。

こうして見ると、データの集計と加工という、統計が本来的にもつ性質と密接に関連した業務を必要とする刊行物は、人口統計と市民所得計算に関したものだけであり、残りの六分の一、六八・八%の刊行物は統計的収集と整理によって刊行されるパッケージ型刊行物といふことができる。

(2) 「川崎市統計書」の中身をみると

統計情報課で発行している刊行物の中で、典型的なパッケージ型刊行物である「川崎市統計書」の中身を詳細にみてみよう。これは本市の人口、経済、社会、文化等の基礎的な統計資料が収録されている。平成八年版は七五〇部発行されており、各局庶務担当課、区役所、図書館などに配付されている。ところで、ここに掲載されているデータの出所を分類してみるとグラフ1のようになる。前項でみたとおり、統計情報課のオリジナルである統計は人口関係の統計と市民所得統計のみであるが、ここでは便宜上、国からの委

任によつて本課で実施された統計調査の結果を掲載した部分については、「統計情報課」の出所とした。

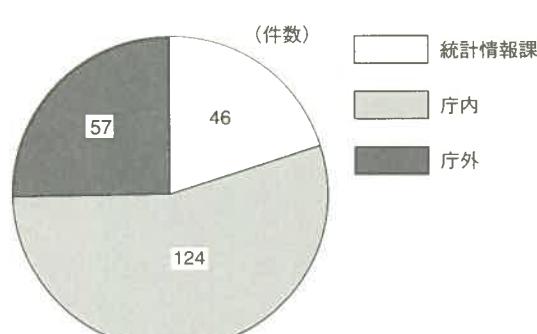
こうしてみると、「統計情報課」を出所とした統計表の掲載件数は四六件で全体の二〇・三%にすぎないことが分かる。残りの一八一件(七九・七%)は統計情報課以外で作成されたデータを基に統計表が作成されている。ここで注目すべきは、統計情報課以外で作成されたデータを基に作成された統計表のうち一二四件、全体の五四・六%が本市の各機関によって作成されたものであるという事実である。「統計」というと「統計情報課」にあるという先入観があるが、実際は統計という「情報」の多くは、日常的な業務の中で作成されるものである。また、統計情報課以外で実施する調査も多く、平成七年度の決算書から委託料のうち、〇〇調査委託という項目を拾うと百件余りになる。調査名だけで内容を把握するのは困難であるが、その中の一部には調査を実施した機関だけでなく、他の部署でも活用できる価値のある情報があると推測される。

(3) 業務内容からみると

これまで、刊行物を通して統計情報課の現状をみてきたが、もう少しマクロ的な視野に立つとどうであろうか。

「統計情報課班別担当業務一覧」(本課企画班作成)に掲載された業務をその性質により分類したのがグラフ2である。業務の内容が複数の性質に及ぶものはそれぞれにカウントしてある。すでにふれたとおり、刊行物の発行が一六件と最も多いが、次に続くのが、委任統計の実施業務の十件と大都市協議会等の任務を含めた庶務的業務の十件である。

グラフ1 「川崎市統計書」に収録されているデータの出所



グラフ2 業務の性質による分類

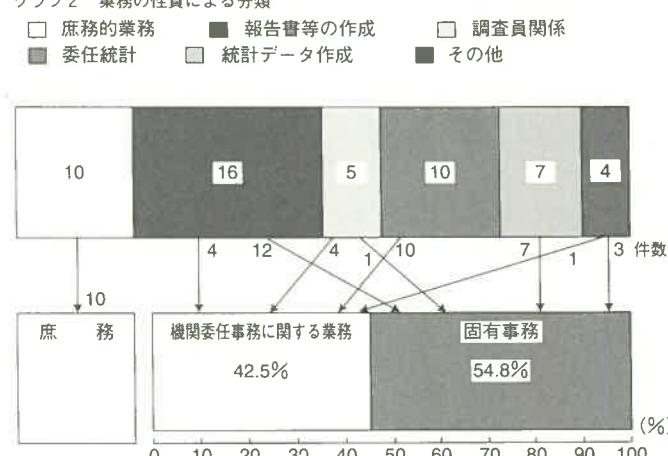


表1 統計情報課の刊行物(平成9年度)

| No. | 刊行物名 | 発行回数、時期 |
|-----|----------------------------|------------------|
| ① | 川崎市の世帯数・人口 | 毎月、10日 |
| ② | 川崎市町丁別世帯数・人口 | 年2、(4月、10月) |
| ③ | 川崎市年齢別人口 | 年1、(10月) |
| ④ | 川崎市人口動態 | 年1、(3月) |
| ⑤ | 川崎市市民所得 | 年1、(3月) |
| ⑥ | 統計川崎 | 年5、(7、9、11、1、3月) |
| ⑦ | 川崎市統計書 | 年1、(3月) |
| ⑧ | 大都市比較統計年表 | 年1、(3月) |
| ⑨ | 統計ハンドブック | 年1、(6月) |
| ⑩ | 統計インフォメーション | 毎月 |
| ⑪ | 川崎市消費者物資指 | 毎月、10日 |
| ⑫ | 川崎市の工業 | 年1、(3月) |
| ⑬ | 川崎市の事業所 | 調査実施年の翌年度 |
| ⑭ | 川崎市の人口一上巻一 (平成7年国勢調査結果) | 調査実施年の翌々年度 |
| ⑮ | 川崎市の学校 | 年1、(11月) |
| ⑯ | 川崎市の商業(速報) | 調査実施年(3月) |

■ 統計情報課でデータを集計、加工したもの

■ 他の機関でデータが集計、加工されたもの

ところで、これを国からの機関委任による統計調査に関する業務と市固有の事務とに分けると、前者が一九件あり、庶務的な事務をのぞくと全体の四五・二%に及ぶ。しかし、これは件数での積算であり、事務量から積算すると、委託統計業務の全体に占める割合は四分の三に及ぶといわれている（注1）。

つまり、ここで明らかになるのは、統計情報課の業務は国の実施する委任統計の実施機関としての性格が極めて強いということである。さらに、近年の調査環境は良好とは言えず、国勢調査を引き合いにだすまでもなく、迅速で正確な調査の実施には多大の労力を要している。

3 何が問題か

統計情報課の刊行物、つまり「情報」の内容や統計情報課の業務を概観してきたが、こあらうか。

すでに述べたとおり、統計情報課の提供している「情報」の多くは「パッケージ」であり、国や県で集計、加工したいわば既製品であった。つまり、市の政策形成や行政判断に直接使える「上質」のものではなかつた。これが一点である。

次に、統計情報課以外に存在する「統計情報」について、系統だった整理ができるいないことが上げられる。もつとも、統計情報課に集まる年間七百件余りの統計に関する刊行物、資料でさえ系統だって整理されていないのが現状である。

これらの問題については、前出の研究会でも議論されており、「統計情報」について、系統的に整理され、容易に活用されるシステム

づくりの検討を重ねてある。しかしながら、「統計」を「情報」として活かす方策についてはもう少し突っ込んだ議論が必要である。

「統計」を「情報」として提供する時、そこには二つの側面がある。一つは統計情報課でデータを集計、加工し地図情報やグラフといった付加価値をつけて提供する「情報」としての「統計」、もう一つはユーザーの目的に応じて必要なデータを提供し、目的を達成するためのデータの加工や処理についての「情報」を提供することである。

いずれの場合も、前節述べた「パッケージ」でない、オリジナルな統計情報の提供の仕方には違いはないが、前者は国や県が作成した「既製品統計」の延長線上にあり、こちらから一方的に、「こういう統計情報をどうぞ」と言つてはいるにすぎない。統計を目的を持つて使おうとしている者には依然役に立つものとは言えない。

このような種類の「情報」が全く必要とされている「情報」の多くは「パッケージ」であるが、「統計」に関しては、本來的にユーザーが目的に応じて付加すべきものである。したがつて、

統計情報課がこの文脈で提供すべき「情報」とは、ユーチャーが目的を達成するために必要な統計に関するあらゆる「情報」ということになる。

ところで、こうした「情報」は具体的にはどういう形で提供されるのであらうか。また、そうした「情報」をシステムとして提供することが可能なだらうか。その問い合わせるために、まず、統計の持つ本質について考えてみることにしよう。

日本という国を機能させているところのあらゆるシステムが異常をきたしている。行財政システムは日本特有の社会・経済のシステムが疲弊したことにより、また、そうした変化にうまく行財政システムが対応しきれなかつたことにより、かつてない危機に瀕している。

こうした現状の中で、行政における政策判断は「あれか、これか」の決定を常に迫られることになる。こうした政策上の意思決定を

できるだけ科学的、合理的におこないたいと思うのは当然の願望である。こうした政策決定を研究対象とし、客觀性と実証主義を拠り所とした人文・社会科学、自然科学を網羅する学際的な学問が「政策科学」である。

「政策科学」という言葉がこの世に登場したのは一九五一年に刊行されたThe Policy Sciencesにおいてである（注2）が、政策科学という学問のもつ「政策指向」的な態度や客觀性と実証主義の尊重は時代を越えて存在したといえるだろう。

「政策科学」という言葉を生む原動力となつたのは第二次世界大戦中のアメリカで発展を遂げたOR（注3）、多变量解析（注4）を含む統計学といった応用数学の進歩であつたと考えられるが、それらの理論が現実性を帯びたのは、なんといっても一度に大量のデータ処理を可能とするコンピュータの発達に負うところが大きい。

このような「政策科学」の立場ではデータは現状を分析する上でも、将来を予測する上でも、重要な意味をもつ。自然科学で行われるような実験が不可能な人文・社会科学分野では、データの収集はシミュレーション（注5）

注4

注3

注1

オペレーションズリサーチの略。科学的な問題解決手法の総称。第二次大戦中、米英の戦略、作戦、武器に関する軍の研究に多部門の研究者が問題解決に協力したのがはじまりとされる。大村平「ORのはなし」一九九一年（日科技連二五頁）

オペレーションズリサーチの略。科学的な問題解決手法の総称。第二次大戦中、米英の戦略、作戦、武器に関する軍の研究に多部門の研究者が問題解決に協力したのがはじまりとされる。大村平「ORのはなし」一九九一年（日科技連二五頁）

4 「政策科学」と「統計」



中・長期の財政計画策定と財政構造改善の取り組み

財政局財政課主幹 曽爾純一郎

1 はじめに

低成長経済への移行、少子・高齢化の進展、産業空洞化の進行など、本市を取り巻く社会経済環境が大きく変化している中、ますます多様化し、増大する市民ニーズに的確に対応するため、これにふさわしい新たな財政システムへの転換を推進することが大きな課題となっている。このような背景の下、本年四月、「企画財政局」が分離再編され、財政部門の機能純化に向けて、「財政局」が新設されたところであり、昨年四月に策定された「行政システム改革の推進に向けた実施計画」に掲げられている重要な課題のひとつである「低成長下における新たな財政構造の構築」に向けた検討に着手したところである。

2 国・地方を通じる財政環境

財政赤字、累積債務の増大

我が国の財政は、財政赤字（平成九年度で対GDP比五・四%、そのうち地方財政分は、

二・二%）、債務残高（平成九年度で対GDP比九一・二%）ともに増大し、フロー、スタッフいずれの指標でも主要先進国中最悪といえる危機的な状況に立ち至っているといわれている。

国・地方を通じた財政赤字の水準は、諸外

国に比べても高く、EU諸国が経済・通貨統合の条件として、マーストリヒト条約で、単年度の財政赤字対GDP比▲三%以内であること、及び累積の債務残高がGDPの六〇%を超えないことを定めていることからみても、我が国の財政赤字の深刻さがうかがえるところである。

地方財政の果たす役割と国の関与

国民生活に直接に関連する行政は、その多くが地方自治体の手で実施されており、地方財政は、国の財政と並ぶ車の両輪として、極めて重要な地位を占め、政府支出に占めるウエートは、国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約三分の二となっており、そのうち、地方財政の一般歳出の七〇%は、国の施策、予算と関連の深い、公共事業等投資的経費、社会保障、教育の三分野が占めているといわれている。

平成九年度の地方財政は、税制改革により導入された地方消費税の未平年度化の影響があるほか、ひきつづき通常収支においても大幅な財源不足が見込まれている。また、数次の景気対策のために地方債を増発したこと等により借入金が急増し、平成九年度末で百四十七兆円にのぼる多額の借入金を抱える見込みとなつており、各自治体においても、今後、

また、その歳出の相当部分について国の関与が行われており、国庫補助関連事業や国が法令等で基準を設定しているものが、公債費を除く地方一般歳出の四五%程度を占めているといわれている。



いざれにしても、国の財政構造改革を進め
るうえで、地方財政の健全化に取り組むこと
が不可欠の課題となっている。

3 国の財政構造改革の取組み

このような状況の下、国においては、二
世紀に向けて、安心で豊かな福祉社会、健全
で活力ある経済の実現という明るい展望を切
り開くためには、経済構造の改革を進めつつ、
財政構造を改革し、財政再建を果たすことが
喫緊の課題であることから、当面の目標とし
て、二〇〇三年（平成十五年）度までに財政
健全化目標（財政赤字対GDP比三%、赤字
国債発行ゼロ）の達成をめざして、今世紀中
の三年間を「集中改革期間」と定め、その期
間中は、「一切の聖域なし」で歳出の改革と
縮減を進めることとし、各歳出分野における主要
改革の基本方針と集中改革期間における主要
な経費の量的縮減目標等を閣議決定（平成九
年六月三日）したところである。

また、歳出の改革と縮減を具体的に実施す
るため、政府は、「財政構造改革の推進に関
する特別措置法案」を臨時国会に提出し、成
立をめざしている。

この中には、地方財政に直接係るものとし
て、①地方財政計画における一般歳出総額の
抑制（地方単独事業費の抑制等を踏まえ、地
方交付税の算定や地方債の配分にあたって歳
出抑制を促す措置を講じることにより対前年
度比マイナスとする）、②社会保障関係費の
伸び率抑制と医療保険制度等の抜本的改革、
③公共投資の削減（対前年度比七%削減）、
④地方公共団体に対する補助金等の削減、
合理化などの方針が盛り込まれており、平成
一〇年度予算編成にあたって、各自治体にも

少ながらぬ影響を及ぼすものと考えられる。

4 川崎市の財政状況

本市の年齢区分別人口の推移をみると、〇
歳から一四歳の年少人口の過減、六五歳以上
の老人人口の過増など、少子・高齢化が着実
に進行している。

全国の老人人口比率と比べると、構成比は
四・五ポイント低く（平成七年国勢調査・全
国一四・五%、川崎市一〇・〇%）なつてお
り、また、指定都市の中では、千葉市につい
て低い比率となっているが、今後、全国平均
を上回るスピードで高齢化が進行するものと
予想されている。

また、就業地ベースの従業者数の産業構造
別推移をみると、第二次産業から第三次産業
にシフトしてきており、製造品出荷額等につ
いても、昭和六〇年をピークに減少傾向を示
しているなど、産業構造の変化、産業空洞化の
波が、我が国の経済発展とともに歩んできた
本市にも押し寄せていることを物語っている。

財政規模及び市税収入の推移

本市を取り巻く社会経済環境が大きく変化
する中で、一般会計決算の推移をみると、バ
ブル期の高い伸率からすれば、ここ数年過減
(平成六年度一・〇%、平成七年度〇・三%)
してきており、市税収入が落ち込んでいるに
もかかわらず、財政規模は確実に拡大してい
る。（図1）

また、歳入の根幹である市税収入の推移を
みると、平成四年度までは堅調に推移してき
たものの、バブル崩壊後の市民税の落ち込み
により平成五年度には、三八年ぶりに前年度

決算を下回る結果となつた。さらに、平成六
年度から実施された個人住民税の減税措置な
ど税制改革の影響を受け、二年連続で前年度
決算割れとなつていている。

とくに、これまで本市の税収構造を支えて
きた法人関係税が、景気の低迷や産業構造転
換の動き、臨海部を中心とした空洞化の影響
等により、相対的に落ち込んでいる。

平成七年度以降、緩やかな景気回復による
市民税の伸びを反映して、市税全体では若干
増収の傾向にあるが、地方消費税の導入に伴
つて期待された増収効果が制度減税等との関
係で減殺され、平年度ベースで約三九億円の
減収が見込まれるなど、依然として厳しい状
況が続いている。（図2）

図1 財政環境の推移（一般会計決算）

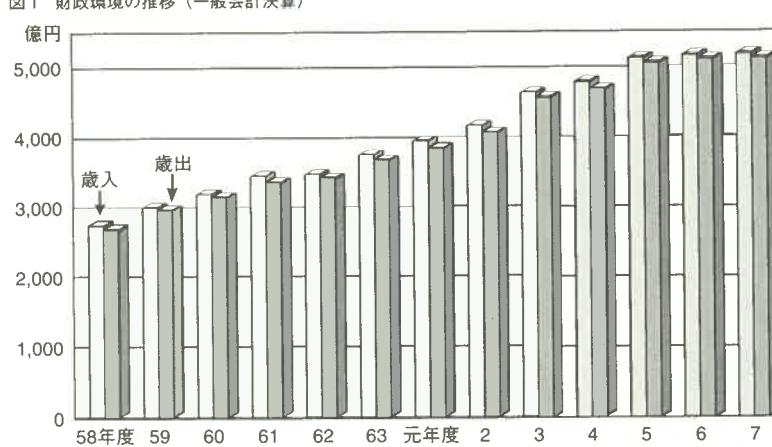
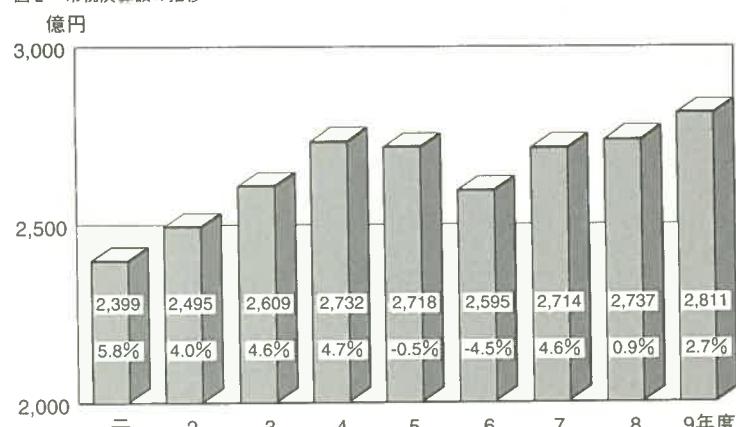


図2 市税決算額の推移



性質別歳出の推移

図3 性質別歳出の推移

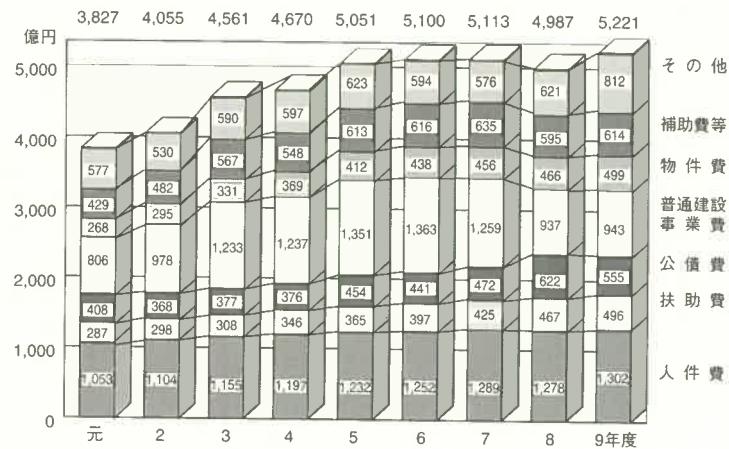


図4 歳入・歳出のギャップ

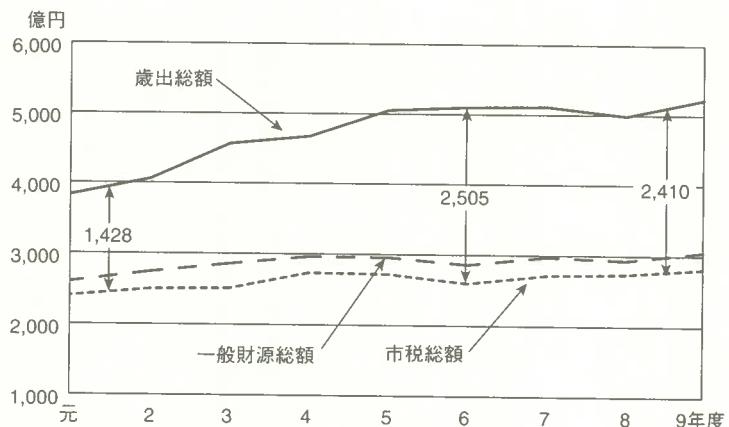


図5 市債残高の推移

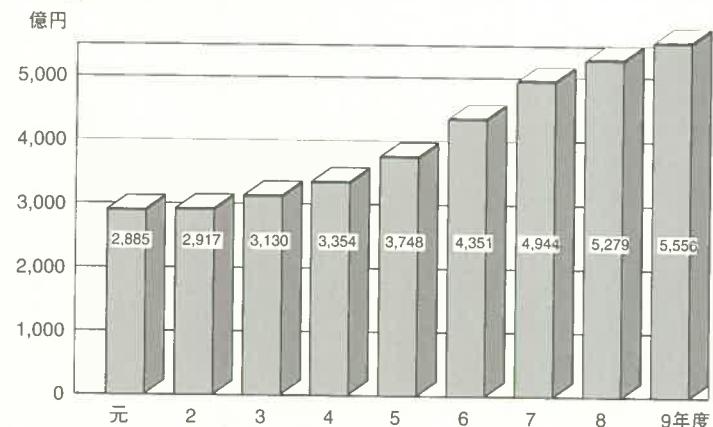
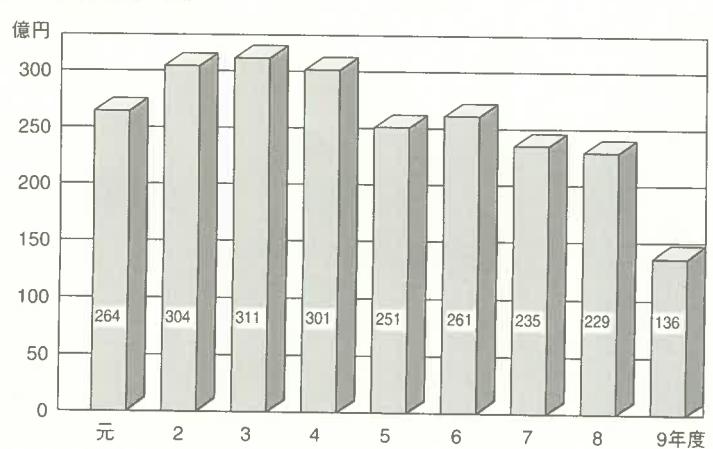


図6 財政調整基金の推移



性質別歳出をみると、人件費・扶助費・公債費を合わせた義務的経費の歳出総額に占める割合は、相対的に高い水準となつてゐる一方、普通建設事業費の占める割合は、平成七年度以降、二年連続で低下している。(図3)このうち、人件費の占める割合は、平成八年度において、一般会計ベースで二五・六%となつてゐる。

つぎに、扶助費の占める割合は、高齢化の進展や景気低迷などの影響により、毎年着実に上昇している。

また、公債費の占める割合は、平成六年度以降、三年連続で上昇している。

財政の対応能力のかげり

市税収入の伸びが低下してきており、市民生活最優先を基調に、さまざまな市民ニーズに応え、積極的な事業展開を図ってきた結果、歳出と市税のギャップは徐々に拡大し、平成元年度には約一四〇〇億円であったものが、平成六年度には約二五〇〇億円を超えるに至つている。(図4)

今後の財政運営を考えると、市債発行や基金の活用等の臨時の収入に頼る財源対策には、かけりが見えはじめていると考えられる。

景気対策や減税などに対応するため、市債を積極的に活用してきた結果、平成九年度末の一一般会計の市債現在高見込額は、約五五〇億円にのぼり、平成元年度の約一倍となつており、将来の負担を考え合わせると、これまでの発行規模を維持することは困難になつてきているものと考えられる。(図5)

また、年度間の財源調整を図る財政調整基金の残高は、平成四年度末までは、三〇〇億円を超えていたが、この間、基金の積極的な活用を図つたこと等により、平成九年度末には、約一三〇億円に減少すると見込まれており、今後の財源対策がこれまで以上に困難に

なるものと考えられる。(図6)

さらに、貴重な財源である競輪・競馬事業の収益事業会計からの繰入金は、一時は年間五六億円に達していたが、経営環境の悪化などにより減少し、平成八年度には一〇億円にとどまる見込みとなっている。

財政指標の推移

社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されていることが必要であるとされている。

そこで、財政構造の弾力性をしめす指標のひとつであり、経常的に収入される一般財源が、経常的に支出される経費に充当される割合を表す経常収支比率の一般会計決算の推移をみると、平成四年度以降徐々に上昇し、平成六年度から平成八年度(決算見込み)にかけては、税制改革による減税の影響も加わり、三年連続して八〇%を超えており、財政の硬直化が懸念される状況となってきた。(図7)

つぎに、市債の償還に充当した一般財源の割合をしめす指標である公債費比率の一般会計決算の推移をみると、平成元年度以降徐々に上昇してきており、平成八年度決算見込みでは、満期償還金など元利償還金の増により、二三・三%となっている。(図8)

厳しい財政環境

このようなかで、本市の財政状況を考えると、今後、市税収入の大幅な伸びはもはや期待できないこと、バブル崩壊後の度重なる景気対策に伴う市債の大量発行による起債余力の低下や基金残高の減少など、財政の対応能力にかぎりが見えはじめているのも事実であり、

このまま手をこまねいて放置すれば、財政の硬直化が進むことも懸念されるところである。

5 本市の財政改革への取組み

低成長経済への移行、高齢化の進展等の変化の波が押し寄せてきている中で、国・地方を通じる今日の財政環境は、今後も続くものと予想されており、本市においても、かつてなく厳しい財政運営を強いられている。

一方、このような時代状況の下で、多様化し、増大する市民のニーズに十分応えられる、分権の時代にふさわしい行政システムを構築するため、昨年四月、市民の代表も参加する「パワーアップ川崎・懇談会」のご意見もうかがいながら、「行財政システム改革の推進に向けた実施計画」を策定し、その具体化に取り組んでいるところである。

また、本年六月、「実施計画」に掲げられている重要課題のひとつである「低成長下における新たな財政構造の構築」に向けて、財政問題を専門的に検討するため、「パワーアップ川崎・推進本部」の下に、「懇談会」と並んで学識経験者からなる財政問題検討委員会(委員七人・財政学四人、行政学二人、福祉政策学一人。委員長・深谷昌弘慶應義塾大学教授)を設置した。

委員会では、今後、おおむね二年間にわたり、社会経済環境の変化に対応した新たな財政構造の構築に向けて、本市の財政が抱える構造上の問題をはじめ、歳入・歳出の両面にわたって、専門的な見地から新たな視点について検討を進め、平成一〇年度末を目指して、まとめをお願いしているところである。

また、その中でも、可能なものについては、平成一〇年度予算への反映に努めることとしている。

6 分権時代にふさわしい財政構造の構築に向けて

市民のニーズに応え、「川崎新時代2010プラン」の着実な推進を図るために、現下の大変厳しい財政状況を勘案すると、中期計画に位置づけられている事業であっても、将来にわたる財政の見通しを踏まえて、厳正に対応しなければならない状況となってきた。

このような中で、計画と予算の関係を再構築し、これまで以上に、財政の中長期的な見通しと政策的な計画事業とを結びつけることが必要であり、今回の組織改正により、「企画財政局」が分離再編されたことを契機として、それぞれ機能純化された財政部門と計画部門が緊密な連携を図り、中期的な政策の選択に資する事業分析・評価手法の確立など、従前の枠にとらわれない積極的な取り組みが求められていると思う。

地方分権が実現に向けて大きく踏み出そうとしている今日、市民の暮らしを支える基礎自治体の担うべき役割と、これに伴う財政需要も一層増大するものと予想されるが、今日の厳しい財政環境の下で、分権の実効性を高めるためには、自主的・自立的な財政基盤の確立が不可欠となっており、これらに的確に対応できる新たな財政構造の構築を急がなければならぬと考へている。

図8 公債費比率の推移

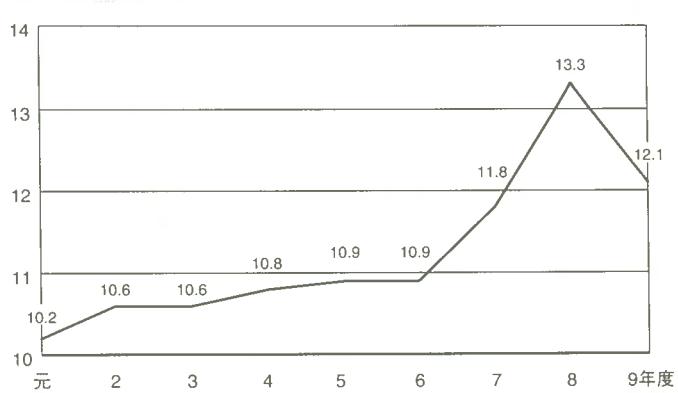
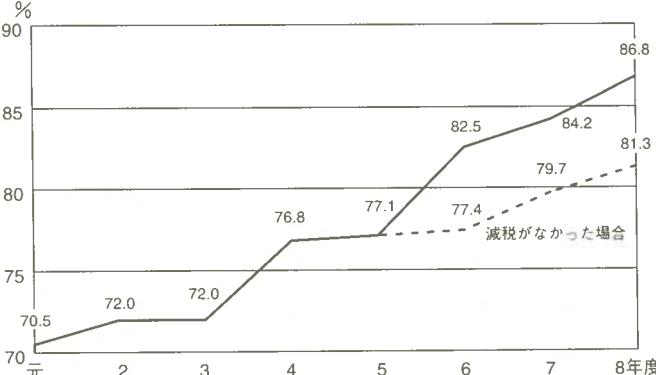


図7 経常収支比率の推移



廃棄物行政と環境行政の連携 ごみから見た組織再編の有意性



環境局環境企画室主査 稲垣 正

1 はじめに

「変わらなきやも変わらなきや」

自動車会社のCMとしてブラウン管から流れれる、平成の天才パート一、イチローのメッセージ。

潰刺としたイチローの姿に眼を奪われ、軽く聞き流してしまいがちだが、その裏には、改革に挑む会社の強い決意が感じられる。

はじめは、激変する社会情勢や消費ニーズに応えるための「変わらなきや」。そして繰り返しは、現状への対応だけでなく、会社や車が、さらに新たな時代を先取りするものへと「変わらなきや」。

短いフレーズの中には、こんな気持ちが込められているのではないだろうか。
この春、これまでの組織に大きな変化が起きた。それに伴って、私の畠も環境局へ生まれ変わり、環境施策の総合的な推進をめざすこととなつた。

今回の判断が、情勢変化や市民ニーズに的確に対応するものであるか、また時代を先取りするものであるか。

2 ごみ処理の移り変わりと機構改革

「芥改役（あくたあらためやく）」
時代小説の好きな人なら、こんな古めかしい呼称に見覚えがあるかも知れない。

その評価は、この先、市民の審判を待たなければならぬが、本稿では、私が携わってきたごみ問題から組織再編の有意性を探つてみることとした。

江戸のごみ処理は、一つの営利事業として成り立ち、専門の業者により行われていた。これは、物資の少ない時代、個人の不用物も量がまとまるにより、宝の山に変わる可能性が高かったためである。

この時代、大きく金物類、木材、厨芥の三種に分けられたごみは、それぞれ鍛冶屋、湯屋、農家等へ売却され、再利用が難しい塵芥等だけが、定められた空き地に廃棄される仕組みとなっていた。

しかし、現実には塵芥類を中心に、河川等へ不法に投棄する業者も後を絶たず、町民の暮らしに少なからず悪影響を及ぼしていた。そして、川舟に乗り、この取り締まりの任にあたっていたのが「芥改役」である。

このことから、江戸時代のごみ行政におけるメインテーマは、河川という当時の貴重な水資源を守るための不法投棄対策であつたことがわかる。

(1) 江戸時代の不法投棄対策
(2) 明治時代の公衆衛生の向上

大政奉還、廢藩置県。徳川三百年の歴史に終止符が打たれ、鎖国から交易の時代に入ると、海外からさまざまな品物が輸入されるよう

(1) 江戸時代の不法投棄対策

この春、これまでの組織に大きな変化が起きた。それに伴って、私の畠も環境局へ生まれ変わり、環境施策の総合的な推進をめざすこととなつた。

今回の機構改革の意義を考察してみたい。

この春、これまでの組織に大きな変化が起きた。それに伴って、私の畠も環境局へ生まれ変わり、環境施策の総合的な推進をめざすこととなつた。

今回の機構改革の意義を考察してみたい。



うになつたが、同時に、コレラ、腸チフス等の病原菌も持ち込まれることとなつた。これらの伝染病は、ねずみ、蚊、ハエ等を媒体に大流行したことから、その駆除対策として、日常の暮らしから出るごみをいかに衛生的に処理するかが大きな問題となつた。

こうしたことから、ごみ処理のテーマは、疾病的予防の観点からの公衆衛生の向上へと移るにいたる。そして、この中で市町村の事務と規定されたごみ処理は、その後、公衆衛生上、必須の行政サービスとして、それぞれの地域特性に則し発達していくこととなる。

表1 時代の変化に伴うごみ処理の移り変わり

| 基本理念 | 公衆衛生の向上 | | 地域生活環境の保全 | | 地域環境の保全 | |
|---------|---------|--------|-----------|--------|---------|--------|
| 事業目的 | 不法投棄対策 | 疾病予防対策 | 環境衛生対策 | 快適環境創造 | 環境負荷低減 | 資源保護循環 |
| 江戸時代 | ◎ | | | | | |
| 明治時代 | ○ | ◎ | | | | |
| 昭和(初中期) | ○ | ○ | ◎ | | | |
| 昭和(後期) | ○ | ○ | ○ | ◎ | | |
| 平成 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ● |

◎は事業のメインテーマ

(3) 戦後、快適な生活環境の創造とごみ処理システムの発達

昭和の中期まで、ごみ処理は、基本的に明治以来の公衆衛生の向上という観点から進められてきた。

しかし、戦後の復興期に入ると、快適な生活环境を求める国民のニーズが高まり、ごみ処理のテーマは、単に公衆衛生の向上に止まらず、より広範な環境衛生の向上や、環境美化をはじめとする快適な生活環境の創造へと徐々に変化してきた。

さらに、産業経済の発展にともない、ごみは量的に増大するとともに、プラスチックの出現等、質的にも大きく変容し、大量かつ多様な廃棄物を適正に処理することの重要性が高まり、昭和四十五年、新たに「廃棄物処理法」が制定されるにいたる。

この法律で、初めて産業廃棄物の概念と、その事業者処理責任が打ち出されたが、その一方、一般廃棄物の処理は市町村の責任で行なうこと改めて規定された。

こうした社会変化を受け、昭和の後半は、ごみを如何に適正かつ効率的に処理するかをテーマに、各市町村が欧米からの新技術を積極的に導入しながら、焼却プラントを中心近代的な処理システムの構築に腐心した時代であった。

(4) 平成、資源循環型社会の構築に向けた新たな展開

先人達のたゆまぬ努力により、公衆衛生や効率性の観点からはほぼ満足できるシステムが構築されたと思われたごみ処理であるが、

平成に入るごみを取り巻く情勢は一変し、その急激な変化が処理施策の抜本的な見直しを余儀なくした。

変化の第一は、ごみの急増である。好調な経済動向の影響や生活様式の変化を受け、ごみは昭和六十年代から全国的に急増し、各地で焼却能力の限界に迫るとともに、焼却した灰の埋立処分場が逼迫するという、極めて憂慮すべき事態に直面した。(グラフ1参照)

第二は、リサイクルへのニーズの高まりである。使い捨て文化、大量廃棄社会への反省から吹き出した新たな風は、地球環境問題への関心の高まりとともに社会の大きな潮流となり、国民の要請はごみの最小化とリサイクルの最大化へと変化した。

このように、処理能力の逼迫という現実的な問題と資源保護という理念両方から、資源循環型社会構築への槌音が高まり、「ごみは集めて燃やし埋めるもの」という時代は終焉を迎えた。

そして、昭和から平成への時の流れとともに、ごみ処理のメインテーマは、資源循環、環境負荷の低減へと移行したのである。

(5) 歴史的変遷と組織再編の意義

以上、ごみの歴史を駆け足で振り返ってみたが、公衆衛生対策の一環として発達したごみ処理事業は、その後、都市機能の維持や生活環境の保全といった環境衛生対策の一つとして位置づけられ、今日では、快適環境の創造、さらには地球環境保全上の重要な役割を担うものへと大きく変化している。

これを改めて整理したものが別表1であるが、こうした歴史的経過を踏まえ、次に本市の組織の変遷に眼を転じてみる。

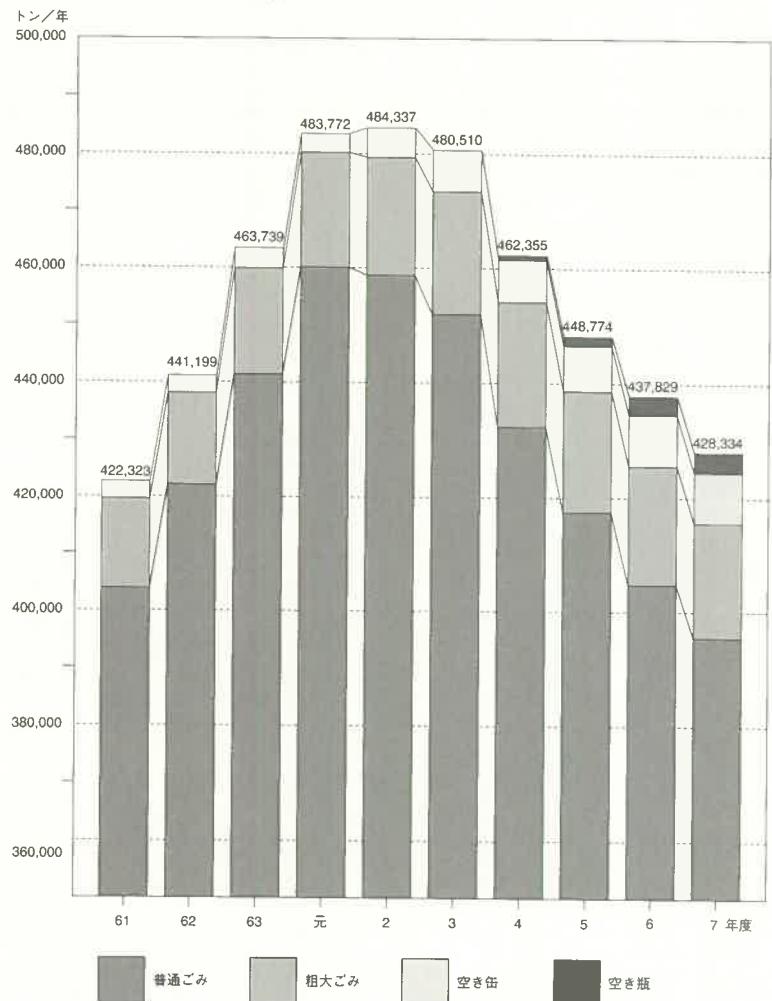


3 — 機構改革により期待される効果

それでは、組織が変わることにより本市の環境施策はどのように変わるのだろうか。次項では、今回の機構改革により期待される効果について考察してみたい。

(1) 環境施策の総合的推進

グラフ1 本市ごみ処理量の推移



大正十三年、市制施行と同時に発足した衛生係は、昭和初期に衛生課清掃係、中期に清掃部へと発展、昭和三十八年には衛生事業から分かれ、清掃局として独立した。

この間、海外から機械式の収集車両を導入し、生ごみの毎日収集や可燃物の全量焼却体制を全国に先駆けて確立するなど、公衆衛生の向上にむけ重要な足跡を残している。

そして、平成六年には生活環境局へと名称を変更し、全国で初めてごみの鉄道輸送事業を実施する等、環境負荷の低減にむけた事業展開を図り、今回の機構改革を迎えている。

時代の変遷とともに、これまで何回かの組織改正が繰り返されてきたが、今回の機構改革は従来のものと決定的に異なる点

がある。

それは、これまでの組織改正が市政発展にともなう行政需要の拡大に即したものであるのに対し、今回は行政施策の基本的な理念の転換にともない実施された点である。

すなわち、今回の機構改革は、公衆衛生の向上を基底とし発達してきたごみ処理事業を、地球環境保全を基底とした新たな事業へ転換しようという市の基本的な姿勢の現れであり、そういう意味で、旧衛生局から袂を分かつて発展してきた旧生活環境局が、元の鞘に收まるのではなく、旧環境保全局と統合となつたところに、大きな意義が見出せるのである。

今回の機構改革の一つ目の効果は、良好な地球環境の保全に向け、理念だけではなく組織として、環境施策の総合的な推進を可能としたところにある。現在、国の行政改革会議では、同様の趣旨から厚生省と環境庁を統合し、環境安全省とする案が有力となつていて、本市の機構改革はまさに国の動きを先取りしたものと言える。



全国初のごみ列車
「クリーンかわさき号」

具体的な施策としては、この秋から、学識経験者による「川崎市環境行政制度検討委員会」

めとして、環境施策の総合的推進にむけた検討を開始する予定である。

そして、環境基本条例に掲げる理念を踏まえ、専門家の知見を探り入れながら、廃棄物問題も含め、環境行政制度の体系的な構築を図りたいと考えている。

(2) 市民生活に最も身近なといふ環境問題へのアプローチ

「シユートなればゴールなし」

これは、南北と凶州の軍制の修改について喧々諤々の議論が交わされる中、「考えること」とよりも行動すること」の重要性を示唆したサッカーの王様、世界の得点王ペレの至言である。

今日、環境問題にも同じことが言え、良好な地球環境を次世代の人々に引き継いでいくためには、もはや考えることだけではなく、市民、事業者、行政の三者が、それぞれできることから行動を起こすことが必要である。

しかし、環境問題の重要性は認識しながらも、私たちの暮らしが環境破壊に繋がっているという意識は希薄で、なかなか具体的な行動に結びついていないのが現実である。

「」のよう、地球環境問題がどこか遠い問題と考えられている中、この問題を身近なものととらえ、実践できる事柄として、生活に密着したごみの問題がある。

具体的には、すでにいくつかの重要な課題について、局内に横断的なプロジェクト会議が発足しており、施策の形成過程で両局の出身者がそれぞれの視点から激しくせめぎ合っているところにある。

従つて、同じ環境の問題であつても、事業の性質の違いから、施策の意思決定過程において視点や論点に差異が認められるのは当然のことと言える。

市民と連携しながら、現実的な事業展開を図ってきた。

それは、市民が望んでいるのは、行政サービスの中身であるという点である。門構えの立派な料亭で、瀟洒な器に盛られた料理にがっかりすることもあれば、下町の食堂で、欠けた丼の御飯に舌鼓を打つことがある。熱いもの、冷たいもの、それぞれその料理に適した器を用意することも必要であるが、それ以上に重要なことは、そこに盛りつけられる料理そのものである。

地方自治体の器が変わり、市民にどれだけ満足度の高い行政サービスを提供することができるか。

(3) 複眼的思考からの政策形成

具体的な施策としては、年度内に、地球環境保全のための地域行動計画「ローカルアージェンダかわさき版」の策定を予定している。そして、ごみと環境との関わりをわかりやすい形で提示する等、生活に身近なところからメニュ－を提供し、市民一人ひとりが地球環境保全というゴールにむけ、的確なシュー－トを放てるようなプランを策定したいと考えている。

4
おわりに

ところで、そこから生まれた新たな環境施策の展開が期待されるところである。



みんなでリサイクル



生涯福祉都市づくり推進における 介護保険制度の影響と課題

佐々木元行

はじめに

平成九年四月、「行政システム改革」の一環として従来の衛生局と民生局を統合し、「健康福祉局」が新設された。

二世紀の本格的高齢社会に向けて、本市の「生涯福祉都市づくり」の一層の推進を図るものであり、今後、地域保健法や精神保健法の施行等とともに、介護保険制度の創設による具体的な事業推進をつうじて、その実効的な統合メリットがさらに發揮されることが期待されている。

介護保険制度については、平成九年九月現在、関連法案の年内成立が予定され、平成一二年四月の制度発足をめざして準備事が進められており、これまでの福祉制度の根幹であつた「措置制度」から「社会保険制度」にかわり、高齢者福祉の考え方や仕組みが大きく転換されることとなつてきる。

重要なことは、この制度について、①本市の施策と機構にどのような影響とインパクトを与えるか、②生涯福祉都市づくりの推進において、どのようにこの制度を活用していくかであろう。

- ① 保険者は、被保険者等
イ. 被保険者は、六五歳以上（第1号）と四〇歳以上六五歳未満（第二号）の方
ウ. サービス受給者は、認定による要介護・要支援者（寝たきり・痴呆・虚弱）
エ. 給付サービスは、二二の在宅居宅介護サ

本稿では、このような視点から、介護保険制度との関連において、可能な限り行政システム改革の一助となる提案をめざすものである。

1 介護保険制度の特徴

（1）介護サービスの普遍化

介護保険は、高齢期の最大不安の一つである介護を、社会保険制度により高齢者自身を含め社会全体で支える仕組みとし、市民生活にとって、教育や医療と同じように生涯において誰もが関わる普遍的なサービスに転換することをめざすものである。

（2）制度の概要

- イ. 公費五割負担医療（老人病院、老人保健施設、訪問看護ステーション等）がほぼ移行
ア. 第二号（四〇～六五歳未満）保険料による配分機能
③ 財源の再配分機能
ア. 第二号（四〇～六五歳未満）保険料による配分調整
イ. 高齢化率の高い自治体やそれぞれの介護給付に応じて調整
各自治体の後期高齢者割合や所得水準の相違に応じて調整

2 介護保険制度の本市への影響

- （1）介護保険がめざす理念・方向について

介護保険においては、サービスの普遍化とともに、「利用者の自由な選択による多様な



主体からの総合的サービス提供」など選択権の保障を最も重要な目的としている。これを実現する手法として、

① 民間活力の活用

在宅介護サービスにおいて、公的セクター（直営・社会福祉法人等）中心から、規制緩和による民間企業等供給主体の多様化、市場原理の導入を促している。

② ケアマネジメント手法の導入

居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）がケアプランを作成し、利用者の参画のもと、保健・医療・福祉の専門家が連携して支える仕組みとしている。

③ 老人医療の転換

介護保険では、老人医療の一部と福祉系サービスを一体化し、また、居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護等の新たな展開を図っている。

しかし、現時点では、制度発足後二年間で、老人病院の療養型病床群への転換を促すとしているが、その他の在宅医療の推進の方向性などは必ずしも明確ではない。

④ 本市生涯福祉都市づくりの視点からの評価

本市では、従来から、在宅福祉サービスの充実による在宅生活の継続を基本に、処遇困難な要介護度の高い方の施設処遇と適切な医療処遇をめざしてきたが、その推進には、サービス基盤整備や医療との連携等多くの課題がある。

こうした共通する目的等については、内容を見定め活用する視点が重要と考える。

② 介護保険がもたらす本市の財政面への影響と課題

現在、介護報酬をはじめ制度の詳細が示さ

れていらない段階であるが、本市への財政面の影響について、平成九年度予算をもとに最初の粗い個人的推計を試みた。（左表）

この試算からの特徴点と現時点での評価を行ってみると、

ア・総事業費における一般財源の割合が、福祉系サービスにおいて、老人保健医療系に比べて非常に大きい。これは、法律による

国と市の基準額負担に加えて、処遇改善等のためによるものが大きい。

イ・市単独加算など現在の制度のまま移行し

① 平成9年度の予算ベースでの影響（粗い個人的試算）

| ・福祉系サービス | 総事業費 | 95億円 |
|----------|------|-------|
| ・老人保健医療系 | | 75億円 |
| 計 | | 170億円 |

| 〔現行制度〕 | | 〔介護保険移行の場合〕 |
|--------|------|-------------|
| 一般財源 | 56億円 | 35億円 |
| | 6億円 | 8億円 |
| | 62億円 | 43億円 |

② 平成12年度の想定（〃）

| ・福祉系サービス | 総事業費 | 145億円 |
|----------|------|-------|
| ・老人保健医療系 | | 130億円 |
| 計 | | 275億円 |

| 〔現行制度〕 | | 〔介護保険移行の場合〕 |
|--------|-------|-------------|
| 一般財源 | 100億円 | 55億円 |
| | 10億円 | 15億円 |
| | 110億円 | 70億円 |

※〔注〕サービス量の想定（9～12年度）

*在宅福祉サービスを2倍 *特養入所者は、21か所十市外施設入所者
*老人保健医療系は、毎年20%増 *居宅療養管理指導は含まない

ても、一般財源の負担は軽減
ウ・老人保健医療系サービス及び民間事業者による福祉系サービスの場合は、法定の負担だけで、事業規模が大きく拡大しても、

一般財源はそれほど増えない。

エ・今後、福祉系サービスの市単独加算についての検討が重要と考えられる。

3 生涯福祉都市づくりと介護保険

本市では、人生八〇年時代に相応しい「生涯福祉都市づくり」を推進してきた。

①健康都市宣言にもとづく健康都市づくり、②高齢者保健福祉計画にもとづく在宅及び施設の福祉基盤の整備、③市民総ホームヘルパー大作戦による福祉人材の養成と見守りネットワークづくりなど、地域ぐるみで高齢者を支える体制づくりを進めてきた。

また、個々の高齢者の方々にどのような介護が必要なのか、その実態に即して保健・医療・福祉の連携のもとに、「二四時間三六五日型」のトータルな介護支援システムづくりに努めてきた。

介護保険については、次に述べるように生涯福祉都市づくりを推進する一環として位置づけ、その準備を進めていくことが重要である。

4 介護保険の課題

(1) 処遇向上と予防・リハビリテーション意欲の促進

ア・重度の介護状態ほど保険給付額が多くなる制度のため、本人・介護者又はサービス

提供者の予防・リハビリに向けた意欲を評価する仕組みづくり

イ. 特別養護老人ホームの「寝たきり改善の離床運動」等の処遇向上の熱意継続

による運営方法の改善

イ. 民間事業者の長所と質の確保

(2) 福祉系サービスと医療・看護系サービスとの一体的推進

(2) 介護サービス体系化とサービスの質の確保

ア. 今後、民間の居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）の多数が地域において事業展開していくと見込まれるが、その養成と内容の充実

イ. 民間企業の参入により、短期間ににおいて在宅介護サービスの拡充が期待されるがその質や公平性の確保（オンライン機能）

ウ. 居宅介護サービスの拡充を基礎に、利用者の自由な選択により、在宅の維持、施設や療養型施設の利用を決める方向が示されているが、そうした利用者本位の介護サービス

5 — 生涯福祉都市づくりと介護 保険の取り組み

介護保険の課題を踏まえ、生涯福祉都市づくりの推進にそつて、保健・医療・福祉の各分野における必要な制度の見直しを進めることが重要となる。

(1) 従来の福祉の措置制度から社会保険制度に伴い、関係者の経営的視点による運営改善が強く求められる

ア. 社会福祉法人等における介護報酬経営に

(1) 本格的高齢社会における役割の変化と連携

イ. 「福」と「祉」の各関係者によるケアマネジメントの展開と充実

ア. かかりつけ医、訪問診療の充実への取り組みと関係機関の連携

イ. 保健・医療・福祉の各関係者によるケアマネジメントの展開と充実

ア. かかりつけ医、訪問診療の充実への取り組みと関係機関の連携

(3) 地域ぐるみで高齢者を総合的に支援する地域保健福祉システムづくり

ア. 予防・リハビリ、健康づくりの推進体制の一層の充実

イ. 財産管理等に関する権利擁護や一人暮らし・痴呆性老人等の見守りネットワークづくり

ウ. 老人いこいの家を地域福祉の拠点としていく「長寿ケアホーム推進事業」の展開等

6 — 健康福祉局の戦略的な取り組み

健康福祉局として、取り組みに二つの方向からのアプローチがある。

一つは、局としての戦略的なコンセプトをもつて、局本来の目的である生涯福祉都市づくりを推進するテコとして介護保険を活用する取り組みである。

(2) 在宅医療について局をあげて推進する体制の整備

一つは、介護保険の具体的な事業推進をともつて、結果的に生涯福祉都市づくりに繋がるように進めることである。

現在、在宅医療については、健康部、医療対策部、長寿社会部、地域福祉部等が連携して関わっているが、訪問看護や訪問介護と一体となつて在宅療養を支える体制づくりが重要である。

現在、後期高齢者の増大に伴い、虚弱な生活が長期化するなかで、「介護」を機軸に保健・医療・福祉が連携する客観的な条件と有効性はますます増大している。

ア. 「福祉」分野

従来の対象を限定してのサービスから、サービスの普遍化とともに、地域での様々な資源を活用して、個人の自立意欲と能力の発揮を支援する地域福祉の観点

イ. 「保健」分野

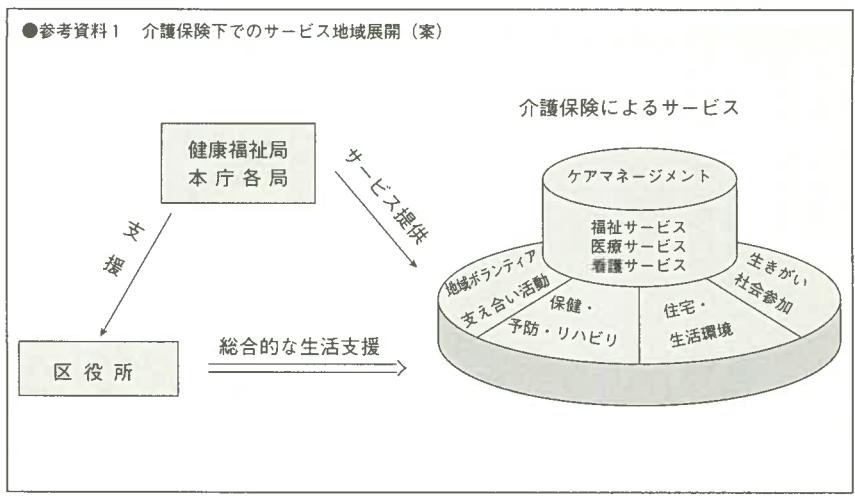
健康増進や疾病の早期発見、予防・リハビリテーションのさらなる拡充をめざすため、それらの有効性の評価・実証を図りながら、地域での見守り活動や住宅・生活環境の改善と連携する観点

ウ. 「医療」分野

虚弱な生活が長期化するなかで、高齢者の生活の質を維持するためには、医療サービスとともに、福祉サービスなど他の社会サービスが一体となつた「ケア」が不可欠であり、在宅ターミナルケアをも視野に入れた連携の観点

(3) 区を基本とする地域での総合的なサービス提供の支援

介護保険における特徴は、福祉分野のサービスを専門性によって切りわけ、要介護認定を受けた高齢者には、介護報酬による専門職のサービスが提供されることとなる。今後は、参考資料1「介護保険下でのサービス地域展開」(案)のような展開が予想され、介護保険によるサービスとその他の社会資源によるサービスが、生活介護という面から、トータルに提供されることが必要と考えられる。



られる。

保健・医療・福祉の一體的なサービスも、区を基本として、地域での総合的なサービス提供が展開されるよう、健康福祉局が支援することが課題となる。

7 介護保険の準備をつうじての連携等の取り組み

介護保険の準備には、参考資料2「介護保険制度に移行するための主な準備事務」のとおり具体的かつ多岐にわたる事務が予定されている。

これらの事務をつうじて、保健・医療・福祉の連携強化を図ることが重要である。

(1) 要介護・要援護高齢者の全体把握

介護保険事業計画策定のための基礎調査において、市内全高齢者を対象に個別ニーズの把握と要介護認定においては二万人の調査・判定が予定されている。

(2) 要介護認定における医療の関与

要介護認定においては、かかりつけ医の意見書が不可欠となっている。

要介護・要援護高齢者のほぼ全員について、専門調査とともに、医学的意見書が必要となることは、保健・福祉と医療との連携の新しい基礎となる可能性がある。

8 保健・医療・福祉にわたる企画・調整機能の強化をめざして

介護保険においては、地方自治体は、今後

サービス提供者よりは、サービス環境を整備する企画・調整者として期待されている。これから最も重要な役割は、

●参考資料2
介護保険制度に移行するための主な準備事務

①在宅サービスの拡充・特養建設推進、訪問医療等新たなサービスの取り組み

②現行福祉系サービスの見直し・充実
・ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ等

③被保険者管理等の保険者事務の最大限の電算化

④短期間(11年前半まで)に包括的な制度のシステム化

(1) 住民が必要とするサービス需要の把握

施設入所等のサービス利用開始後、高齢者の状態変化等に即応して次の段階のサービス提供に繋がる流れの構成

(2) 施設入所等のサービス利用開始後、高齢者の状態変化等に即応して次の段階のサービス提供に繋がる流れの構成

保険給付以外の介護サービス、検診等の保健サービス、一人暮らし老人等に対する見守りサービスなど住民活動の組織化等の総合的なサービス提供

(3) 学校の余裕教室の活用等既存資源の活用の推進

保健・福祉関連の施策のみならず、広く地域の振興・発展に関わる施策との一体化・連携の強化など

こうした視点での取り組みは、健康福祉局の機能強化にとって重要な思われる。

介護保険を含め、住民本位の立場でそれぞれの事業に取り組みながら、「行政システム改革の一翼」を担い、本市の生涯福祉都市づくりの一層の推進に努めていくことは、我々職員に課された大きな課題と考えている。



地域特性を考えた都市計画・建築行政の一體的整備のあり方

まちづくり局企画課長 浅井雅美

1 はじめに

私が川崎市役所へ入った昭和四五年、入所したばかりで定かな記憶ではないが、当時もかなり大規模な機構改革が行われたようだ。当時の市長は前の伊藤三郎氏の、さらに前の金刺不二太郎氏で、市長六期目のそれも在任機関の後半であったと記憶する。五月に正式に決まった配属先は、都市計画局大島都市開発事務所開発課建築係という部署でした。

この都市開発事務所という名称はわずか一年半で姿を消してしまった。

(1) 機構改革前の両局の業務の概要

以下に、従来の都市整備局と建築局の業務を簡単に説明してみよう。

元の土木事務所に戻った。そして昭和四七年には政令市となり区制が敷かれた。もつとも、その時の都市開発事務所は、やや中途半端であつたようで、創設の意図は機能しないまま閉じられたように記憶している。“地域に密着した行政”が創設の意図であつたのであれば今日にも通じる先見的なものといえよう。今回都市整備局と建築局の統合にあたり、当時のことがふと思い出された。昔懐かしく想われた方も多いのではないでは……。

2 都市整備局と建築局

(1) 機構改革前の両局の業務の概要

(2) 建設省都市局・住宅局の出先?

両局の業務は、国、特に建設省の流れを汲むものが大半である。別表①に建設省の組織を示す。建設省の都市局と住宅局が、おおむね従来の都市整備局と建築局の上部組織となつていていたといつても過言ではなかろう。都市局は「都市の公共施設の整備や都市の開発（土地地区画整理事業や市街地再開発事業）」を行い、住宅局は「住宅市街地の整備」を受け

施を行なうほか、住居表示事業や駐車場の整備について計画・指導を行ってきた。

一方、建築局は市営住宅の建設及び入居の管理など公的住宅の供給と民間住宅を含めた住宅施策の展開、市が設置する公共施設の設計・工事監理（所管局より受託）、都市計画法、建築基準法等に基づく開発許可や建築確認などの許認可（機関委任）、中高層建築物や大規模共同住宅の建築に伴う周辺環境維持の指導、街並みデザイン等の景観づくり、福祉のまちづくりに関する技術面の指導、耐震改修の指導、さらに建築紛争の調停業務などをを行ってきた。

当時の金刺不二太郎市長が、おそらく最後の試みとして行つた機構改革で各区（当時は支所）にあつた土木事務所の機能を拡大し、土木・都市計画・建築の分野の中で市民生活に直結している業務を集中化し、都市開発事務所として地域に密着した行政をめざしたこと聞いている。また、当時は政令指定都市への昇格が取りざたされており、区制への移行の準備でもあつたのかもしれない。しかし、翌年、伊藤三郎市長となり、都市開発事務所も地開発事業などの調査・計画と一部事業の実

別表① 【建設省の組織】（建設省ガイドブック（社）建設広報協議会より）

| |
|----------------|
| 大臣官房 |
| 建設経済局 |
| 都市局 |
| 河川局 |
| 道路局 |
| 住宅局 |
| 施設等機関 |
| （地方建設局、土木研究所等） |
| 公庫・公団・事業団 |
| （住宅・都市整備公団等） |

| |
|--------------------|
| 住宅総務課 |
| 住宅政策課 |
| 民間住宅課 |
| 住宅整備課 —— 住環境整備室 |
| 住宅生産課 —— 木造住宅振興課 |
| 建設指導課 —— 建築物防災対策室 |
| 市街地建築課 —— 市街地住宅整備室 |
| 住宅・都市整備公団監理官 |

| | |
|----------|-----------------------|
| 都市総務課 | —— 都市高速道路公団監理室 |
| 都市政策課 | —— 都市環境整備企画課 |
| 都市計画課 | —— 都市交通調査室、まちづくり事業推進室 |
| 都市再開発防災課 | —— 都市防災対策室 |
| 街路課 | —— 特定都市交通整備室 |
| 区画整理課 | |
| 公園緑地課 | —— 都市緑地対策室 |
| 下水道部 | 下水道企画課 —— 管理指導室 |
| | 公共下水道課 |
| | 流域下水道課 |

持つている。両局においては、局間の事業の調整もさることながら、局内の各課間にも繩張り意識が強い。施策化されている補助事業をとっても類似の内容が多く非常に複雑である。やや古いが、平成四年の市街地整備に関する事業は四六種類にも及ぶ。最近でこそ建設省も補助事業の調整・統合を進めている（別表②）が、毎年のように制度の名称、内容が変わり担当者でも覚えきれない状況である。行政改革により省庁の統廃合が進められつつあり、この中で局や課の再編・統廃合も行われることを期待しているが、この課レベルにも及ぶ繩張り意識が、総合的な対応を求める市の中づくりの現場にも持ち込まれざるを得なかつたのが従来の姿である。

(1) 「あがくへり」

「まちづくり」という言葉からはやりだしてからかなりの時間がたつが、その意味あいにはかなり幅がある。広義には、都市計画や居住環境整備だけでなく、道路、河川、公園、下水道など都市のハード面の機能の整備と維持管理を含み（一般的にはこの範囲と解釈されるのは……）、さらにソフト面でのまちづくり、すなわち地域住民の交流・連携から住民意識・市民意識の形成までをも含めたものが考えられている。

「まちづくり局」の業務は、基本的には建設省の都市局と住宅局に関する業務に市が建設する公共建築物の建設・保全業務を含めたものが基本である。しかし、単に建設省の二局に関する業務を行ってきた都市整備局と建築局がひとつになつたというだけでなく、先駆的な「まちづくり局」の名にふさわしく、さらに、相乗された力が發揮される局をめざさなければならぬ。

前述の「身近な面整備」のようなものについては、従来、都市整備局と建築局にまたがつていた部分であり、具体的には都市整備と

値観の変化から、再開発という、土地の減少分を、建物を高層化してその床で補う手法が生まれた（溝口の再開発も当初は、土地区画整理事業で考えられていたが、都市再開発法の制定により再開発事業に切り換えたもので、その典型的な例である。）。

(2)

「まちづくり局」の業務は、基本的に建設省の都市局と住宅局に関する業務に市が建設する公共建築物の建設・保全業務を含めたものが基本である。しかし、単に建設省の二局に関する業務を行ってきた都市整備局と建築局がひとつになったというだけでなく、先駆的な「まちづくり局」の名にふさわしく、さらに、相乗された力が發揮される局をめざさなければならない。

具体的に両層統合の成果のイメージを考えてみよう。

(3) 基盤整備と上物整備の連携強化

のようにならぬ整備（？）されている。
現在、地域的な面整備、特に既成市街地の再整備は、建築物の建築（建替）と一体で行わざるを得ない状態であり、単体の建築物の建替えと道路等の公共施設の整備を組み合わせた、これらの領域が「まちづくり」の主流である。これらの内容への対応がまちづくり局として一本化されたため、両局統合の成果が大きいに發揮されるところである。

別表② 整備手法と国の所管課（市街地再開発'96（社）全国市街地再開発協会より）

| (事業名称H. 4年時点) | (国の所管局) | 17 | 公庫 | 一般中高層建築物融資 ファミリー賃貸住宅融資 | 住宅金融公庫 | 31 | 特定住宅市街地総合整備促進事業（制度） | 住宅局 |
|------------------------|---------|----|----|---------------------------|-------------------|----|------------------------|-----------|
| 1 優良再開発建築物整備促進事業（制度） | 住宅局 | 18 | 公團 | 一般市街地住宅制度 特別借受賃貸住宅制度 | 住宅金融公庫 住宅市整備公團 | 32 | 都市居住更新事業（制度） | 住宅局 |
| 2 複合空間基盤施設整備事業 | 都市局・住宅局 | | | | 住宅市整備公團 | 33 | 水辺住居整備事業（制度） | 住宅局 |
| 3 多機能交流拠点整備事業 | 都市局 | | | | 住宅市整備公團 | 34 | 住宅宅地間違公共公益施設整備促進事業（制度） | 住宅局 |
| 4 アーバンマネジメント推進モデル事業 | 都市局 | | | 民営制度 | 住宅市整備公團 | 35 | 緊急住宅宅地間違特定施設整備事業（制度） | 住宅局・建設省済局 |
| 5 福祉の街づくりモデル事業 | 住宅局 | 19 | | 総合設計制度（建築基準法） | 住宅局 | 36 | 住宅街区整備事業 | 都市局 |
| 6 市街地住宅供給促進事業（補助金交付要綱） | 住宅局 | 20 | | 総合的設計による一回地認定（建築基準法） | 住宅局 | 37 | 地区再開発促進事業（制度） | 都市局 |
| 7 大都市優良住宅供給促進事業 | 住宅局 | 21 | | 特定街区制度（建築基準法・都市計画法） | 都市局 | 38 | 土地区画整理事業（土地区画整理法） | 都市局 |
| 8 都市防災不燃化促進事業（制度） | 都市局 | 22 | | 市街地再開発事業（都市再開発法） | 都市局・住宅局 | 39 | 沿道区画整理型街路事業（道路整備措置法） | 都市局 |
| 9 沿道環境整備事業（沿道整備に関する法律） | 都市局 | 23 | | 住宅地区改良事業（住宅地区改良法） | 住宅局 | 40 | 都市拠点開発緊急促進事業（制度） | 住宅局 |
| 10 市街地総合再生事業（制度） | 住宅局 | 24 | | コミュニティ住環境整備事業（制度） | 住宅局 | 41 | 都市拠点結合整備事業（制度） | 都市局 |
| 11 商業地区振興整備事業（制度） | 住宅局 | 25 | | 地区住環境総合整備事業（制度） | 住宅局 | 42 | 立体塊地促進事業（制度） | 都市局 |
| 12 まちなみデザイン推進事業（制度） | 住宅局 | 26 | | 街みなみ整備促進事業（制度） | 住宅局 | 43 | 街区高度利用推進事業（制度） | 都市局 |
| 13 市街地空間総合整備事業 | 住宅局 | 27 | | 大都市農地活用住宅供給整備促進事業（制度） | 住宅局 | 44 | 地区計画制度（都市計画法・建築基準法） | 都市局・住宅局 |
| 14 特定民間再開発事業（租税特別措置法） | 都市局・住宅局 | 28 | | 誘導型住環境整備制度（制度） | 住宅局 | 45 | 再開発地区計画制度（都市計画法・建築基準法） | 都市局・住宅局 |
| 15 特定の民間再開発事業（租税特別措置法） | 都市局・住宅局 | 29 | | 商店街店舗地域再生プロジェクト | 住宅局 | 46 | 建築協定制度（建築基準法） | 住宅局 |
| 16 等価交換事業（租税特別措置法） | 住宅局 | 30 | | 市街地住宅密集地区再生事業（制度） | 住宅局 | | | |

ため、公社住宅や特定優良賃貸住宅、市営住宅など、住宅系利用の展開も、より一層進むのではないだろうか。

そのほか検討課題として、斜面地などで敷地を細かく分割した宅地開発がみられるが、これは、現行の法体系では規制できない。しかし、これは将来、整備が必要となる密集市街地を生産しているようなものであろう。こうした建築行為を、まちづくりの観点からどう評価し、コントロールしていくのか。現場の問題意識を都市計画マスター・プランの策定や住宅基本計画の改定の中にどのように活かしていくか。また、逆に密集地の整備を進める現場の問題意識を指導行政等の規制部門に反映していく方法はないだろうか。やわらかい地区計画的な手法の導入など、今後、局内でいろいろ議論され試されていくべきだろう。

(4) 技術職員の活性化

統合による大きな効果として、人事（職種）の交流がある。都市整備局の技術職員の半分は、土木職で建築職は少なかった。一方、建築局では大半が建築職だった。前述のようにまちづくりには、建築物の建築と都市施設の整備は一体化されてきている。土木的発想と建築的発想及び双方の技術が必要である。

具体的には、従来、まちづくりの一環であることの意識がやや薄くなりがちな建築確認等の許認可業務にも、周辺街路整備や防災まちづくりなどの意識を再認識したり、建築單体を中心と考える傾向の強かつた施設整備（公共建築物の新築や改修工事の設計・工事監理）の業務に、公共建築物と周辺整備の連携・協調といった意識を強くしていく等の、統合による新しい風を吹き込む必要がある。

このためには人事の交流や情報の交流が“きつかけ”となるであろう。

まちづくりという意識の少なかつた業務が、実は「まちづくり」の重要な一翼であると認識され、各々の職域の中でもまちづくり的感覚が育てられ、本当のまちづくりが一歩ずつ進んでいくことが大いに期待される。

4 — 局のスタンスと重点施策

(1) 局の基本スタンスと重点施策

まちづくり局のスタートから半年が経過、この間、新生まちづくり局のあり方について局内で議論し、別表③にしめす「まちづくり局の基本スタンスと重点施策」を打ち出した。

これは、まず、縦軸にまちづくり局の行う主要な事業（都市計画、総合交通体系の整備、都市拠点整備、市街地の整備、都市の安全機能強化、住宅・住環境の整備、公共建築物の建設、民間開発・建築等の指導）を、従来の都市整備局の業務から建築局の業務の順に列記し（中間は両局に関係していたものもある）、横軸にしめた現在の社会情勢やニーズへの対応といった課題とクロスさせ、各々の業務のあるべき具体的な重点施策を示したものである。単純な整理だが、想像以上に各事業が絡み合い、まちづくり局の方向が見えてくる結果となつた。

まちづくり局が現在抱えている具体的な整備計画としては、川崎縦貫高速鉄道の計画をはじめとする都市基盤の整備、新百合丘周辺の新都心整備、小杉駅周辺の第3都心整備、新川崎周辺の整備、溝口駅周辺、川崎駅西口や北口、鹿島田駅周辺の再開発、登戸駅周辺の区画整理、小田地区の密集市街地整備、黒川地区ほかの土地区画整理など目白押しである。

(2) 活性化、一体化に向けて

従来から着手してきた事業の見直しと新しい課題への挑戦。このために前述の局のスタンス（別表③）を浸透し、“ざっくばらん”な議論の中で自由に新しい発想を出し合い、刺激し合い、情報を共有できる雰囲気をつくつていく必要がある。

まちづくり局では、本庁全課から企画主任を選任し、この会議を、さまざまなテーマを話し合い、情報交換し、調整をはかる場のひとつとしている。今後も、局の活性化をはかるための方策を検討、実行していく予定である。

新生まちづくり局は、一丸となって、まちづくりの諸課題の解決に知恵を絞り、二二世紀に向け、地域に根ざしつつ「しっかりと、じっくり」とまちづくりを進めていきたい。

これらの事業のうち、事業が本格化しているものについては、その完成をめざす必要があるが、これから着手するものについては、事業のプライオリティや事業効果の精査、事業規模・手法の再検討など事業の見直しを行う必要があろう。全体に経済成長の大きな回復が期待できない現在、大規模な整備事業は大きな壁にぶつかっている。従来の手法からの発想の転換も求められている。効果的な整備を効率的に推進していくためには、かなり思いきった見直しが必要だろう。

また、阪神淡路大震災の教訓から防災に強いまちづくりの推進は大きな課題となつていて、四メートル未満の狭隘道路の拡幅整備や建築物の不燃化等は特に急がれる。また、急激な少子・高齢化に対応するための住宅・住環境の整備、老朽化が進む民間マンションの管理・建替問題等、一刻の猶予も許されない課題も多い。

別表③
まちづくり局の
基本スタンスと
重点施策

| 社 | 会 | 情 | 勢 | ど | 二 | 一 | ズ |
|------------|-------|--------------|-------|----------------|------|------|--------|
| 少子・ 高齢化 | 低成長時代 | 防災対策の 見直し | 生活の利便 | ノーマライ ゼーション | 環境共生 | 市民参加 | 都市文化創出 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| |
|---|
| 都市計画 |
| 都市計画の調査・調整、市街化区域及び調整区域、地域地区等の調査・計画、都市施設の調査・調整、都市計画情報システム、住居表示 |

| |
|---|
| 総合交通体系の整備 |
| 都市幹線道路（幹線高速幹道）の整備、広域公共交通網の整備、鉄道輸送力増強、駐車場整備、鉄道との連携強化 |

| |
|--|
| 都市拠点整備 |
| 基点（川崎、新川崎、鹿島田）、新都心（新百合ヶ丘）、三都心（小杉）、副都心（横口、豊戸、地区生石橋点、黒川、柏生等）整備 |

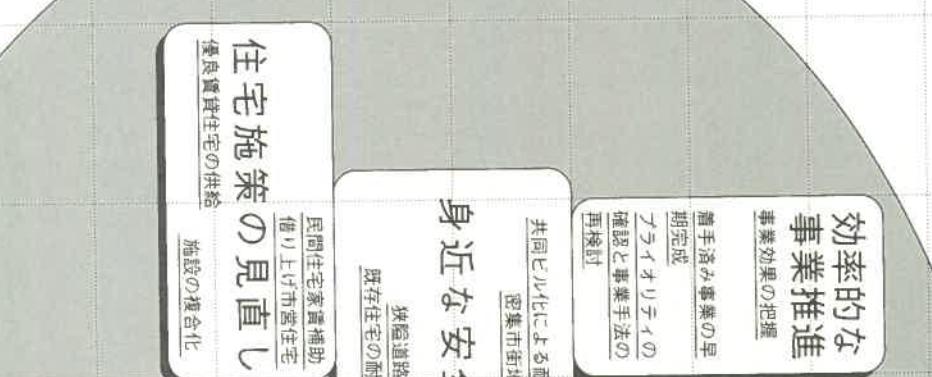
| |
|---|
| 市街地の整備 |
| 密集市街地における住環境の改善整備、総合的な地域整備、計画的な市街地整備の推進、まちづくりへの支援、都市景観の形成 |

| |
|---|
| 都市の安全機能強化 |
| 既存建築物の耐災対策事業、住宅耐震改修資金貸付の創設、建築物震害対策事業の推進 |

| |
|---|
| 住宅・住環境の整備 |
| 公営住宅の整備及び管理、良質な民間賃住宅の整備、住環境の改善、高齢者のための住宅の整備、住宅供給公社等との連携 |

| |
|--|
| 公共建築物の建設 |
| 学校、病院、図書館、保育園、市営住宅、特養老人ホーム、ごみ焼却場公共建物の設計及び工事発注・工事監理 |

| |
|---|
| 民間開発・建築等指導 |
| 開発許可・建築確認等の開発行為・建築に関する指導、許認可、既存建築物の耐震診断指導及び改修、耐震・建築に関する競争等の調整 |



しっかりと、じっくり、まちづくり
—効果的整備の効率的推進—



組織改革に伴う河川と下水道の 一体的な水行政について

建設局河川課主査
齋藤 力良

1 転換期をむかえた水行政

（）生態系に即した水循環へ

首都圏の一部を形成する本市において、首都圏の例にもれず都市化が急速に進んでおり、市の全域が都市計画区域であり、人口集中地区（D・I・D地区）が市域の八九%におよんでいる。

いっぽう、都市化の波に反するかのように、人々の自然を希求する心の波動が静かに広がってきていて。二ヶ領用水の再生や多摩川を研究する会などの市民運動が年々高まりを見せていて。都市の生活者には、「水」や「緑」という言葉、それ自体に心を和ませる響きがある。「透き通るような水の流れ」や「みずみずしい山の緑」は、それ自体が貴重な「財産」であるとの意識が広がりつつある。「河川」と「森林」が密接な関係があることを、我々は経験的によく知っている。

「利水」といった、単一的な目的を重視していた。いままでは「治水」や「利水」を目的としダムや堰を建設し、河川はコンクリートで固め、洪水をできるだけ早く下流に流すことに努めてきたが、生態系としての「水循環」という視点が、少し欠けていた。その反省に立ち、最近の「治水」では、コンクリートの切り立った護岸から、堤防の勾配を緩やかにして、自然植生の回復をうながし、人が川に近づけるような、多自然型河川といわれる改修が行われている。

また「利水」についていえば、工場等で使われる水についても、リサイクルが進んでおり、水の使用量の減少が見られる。

さらに最近では、山には保水力のある樹木を植林し、水源の涵養に努め、その自然のメカニズムにより河川への流出を抑制し、川の水質も良くすることが、生態系にかなつておる、最終的には、海の水質浄化にも繋がるとの認識が高まっている。

我々は「生態系」としての「水循環」の機能とその重要性によりやく気づきつつある。

2 阪神淡路大震災と水

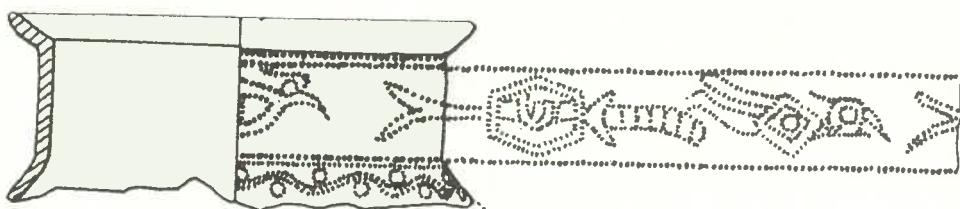
(1) 無限水源としての河川

阪神淡路大震災はそのことを再認識させた。都市の整備が進み、下水道の普及により、都市の生活者は河川との関わりが少なくなっている。阪神淡路大震災で被災した住民や行政関係者から、河川について興味深い話を聞く機会があつた。

(2) 避難路や生活物資の輸送路

消防関係者や住民によると、「震災により、消火栓が使用不能に陥り、河川水の消防用水としての利用が有効であった。一方では河川改修された川は、人が近づきにくい構造が多く、消防活動を支援するよう改修されていないため、せっかくの河川もすぐに水を利用できないことが多かった。今後は河川改修に際して、河川水の消防利用についても、配慮して欲しい」との貴重な意見があつた。

河川や道路の空間が防災空間として延焼の防止に効果があることはよく知られていたが、



る構造として整備されている河川は、避難路や生活物資の輸送路として被災時の地域生活を支える上で大いに役立った」との報告があった。

(3) トイレの洗浄水としての河川水の利用

被災時のトイレの問題は極めて深刻な問題である。兵庫県のある河川では、整備に際し住民から「魚が遡上できるよう川にして欲しい」との要望を受け、魚道を設置したところ「水辺に近づける構造と魚道のつくる水たまりが、トイレの洗浄水としての水の汲み出しに大いに役に立った。また上水道が復旧するまでの間の水汲みの作業が続くなかで、近くに住む学生や若者が高齢者の手助けをし、水汲みをつうじて、新たな地域の連帯が図られた」との住民の声を聞くことができた。

都市の生活者として忘れてかけていた河川の役割が、震災を機会に再認識される思いであつた。

所に住む学生や若者が高齢者の手助けをし、水汲みをつうじて、新たな地域の連帯が図られた」との住民の声を聞くことができた。

一方、「水辺に近づける構造と魚道のつくる水たまりが、トイレの洗浄水としての水の汲み出しに大いに役に立った。また上水道が復旧するまでの間の水汲みの作業が続くなかで、近くに住む学生や若者が高齢者の手助けをし、水汲みをつうじて、新たな地域の連帯が図られた」との住民の声を聞くことができた。

一方、「水辺に近づける構造と魚道のつくる水たまりが、トイレの洗浄水としての水の汲み出しに大いに役に立った。また上水道が復旧するまでの間の水汲みの作業が続くなかで、近くに住む学生や若者が高齢者の手助けをし、水汲みをつうじて、新たな地域の連帯が図られた」との住民の声を聞くことができた。

(4) 今後の河川改修と「三六五日の水行政」

今後、新たに改修される河川は緩傾斜護岸の多自然型河川を基本としている。また、改修済みの河川に対しても、「防災用河川施設の整備」として河川水を活用する消防水利施設を設置する計画である。

阪神淡路大震災の貴重な教訓を経て、国土審議会でも、これまでの水行政について、

(2) 戰後の新体制における河川管理と経済発展を視野に入れた河川法の改正

かわり、地方庁が「任命」から市民の「公選」となつたため、従来の区間主義では都道府県ごとに首長が異なるため、河川管理体制に齟齬を生じた。

3 水行政の歴史的変遷

に感じられる「三六五日の水行政」が必要ではないかと議論されている。

(1) 治水重視の旧河川法の誕生と背景

そのようななかで、河川行政と下水道行政がどのような歴史的な変遷を辿つたかを振り返りながら、今後の水行政について考えたい。

明治初等の主要な運輸手段は舟運であり、河川工事は低水位工事が優先であったが、鉄道の整備が進んだ結果、運輸の主流は鉄道に移り、河川舟運は衰退し低水位工事の重要性が低下した。

一方、洪水防御のための高水工事は、地方行政が実施主体であり、國の治水への関与は当時の國力からして少ないものであったが、明治一〇、二〇年代に淀川、利根川、木曽川等の大河川で洪水被害が頻発したため、抜本的な治水対策の声が全国的に沸き上がった。このような背景のもと、明治二九年に治水対策を中心とした旧河川法が制定され、昭和三九年に改正されるまで、我が國の河川管理制度の基本原則となつた。

当時の國家目標は「富国強兵」であり、国土保全の立場からの治水重視の施策であった。

(2) 戰後の新体制における河川管理と経済発展を視野に入れた河川法の改正

かわり、地方庁が「任命」から市民の「公選」となつたため、従来の区間主義では都道府県ごとに首長が異なるため、河川管理体制に齟齬を生じた。

(3) 「環境への配慮」と「住民参加」を加えた新河川法への改正

そのため「水系一貫した管理体制」の必要性や、都市部への人口の集中と戦後の経済の発展にともなう新たな水需要が起こり、「既存の水利用との調整など利水関係の整備」を行ふ必要が生じた。その結果、昭和三九年に旧河川法に対し、特に「水系一貫した管理体制」を改正された。

河川法の制定に前後して、我が國は高度経済成長時代を迎えて、都市及び産業が急速な発展を遂げた反面、河川・湖沼等の水質汚濁や都市型水害の頻発、土砂災害の急増等の河川をめぐるさまざまな問題が生じてきた。

平成八年一二月に出された河川審議会の答申では、

「河川は単に治水、利水を対象とするだけでなく、流水を中心として豊かな自然環境を形成し、我々の生活にかけがえのない価値を有するものである。また河川の整備計画について地域との連携が求められている。河川行政は環境問題や価値観の変化にともなう課題に直面し、これに対応し河川制度についても新たな展開が求められている」

と謳われ、その答申を受け河川法の目的に「河川環境の整備と保全」の項目が加えられた。また、河川整備計画の作成にあたり「必要があると認められる場合、公聴会などを開く」とされ、地域住民の参画の道が開かれ、



二ヶ領用水

それにもない、新河川法が平成九年五月に制定された。

(4) 新河川法を先取りした本市の事例

本市は、昭和六〇年より二ヶ領用水の上河原線、宿河原線で親水整備を行つており、環境に配慮した河川改修として市民から好評を得るとともに、本市の歴史的遺構である二ヶ領用水に対する理解を深めることに大いに役立つている。

また、住民の意見を取り入れた河川改修としては、宮前区の平瀬川上流工区において、市民から「コンクリートを使わない緩やかな緑の多い堤防にして欲しい」との強い要望があり、できるだけ市民要望を取り入れ河川改修を行っている。また、湧水のある場所では、積極的な取り入れをはかり、自然に配慮した川づくりを行っている。その結果、川づくりを通し、地域の新たな連帯がはかられ、維持管理についても市民の協力を得るにいたつた。

(5) 都市の居住環境の改善が目的の旧下水道法の制定

一方、下水道の歴史をひもとくと、下水の排水不良から、雨水による浸水が発生し、停滞した汚水により居住環境の不衛生がもととなり、伝染病の発生の一因となつたことから、都市における居住環境の改善を目的とし、明治三十三年に下水道法が制定された。

(6) 水質の改善を目指して 下水道法を改正

昭和二十三年の下水道法改正では、「都市環境

の改善を図り、もつて都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与する」ことを目的として合流式下水道を採用し、都市内の浸水排除や環境整備に重点が置かれた。しかし、公共用水域の水質保全の項については設けられていない。

昭和三〇年代以降の高度経済成長にともない、都市近郊の河川等の汚濁は著しく、昭和四五年の下水道法の改正では「公共用水域の水質の保全に資する」という項目が加えられ、

水洗化の復旧、総合的雨水排水対策、健全な水循環の再生や保全などを整備目標として現在にいたつては、リサイクル社会への役割として、下水汚泥の減量化と再利用の努力および高度情報化社会情勢に対応するため、下水管路の内部に下水管理用以外の利用についても、光ファイバー等の布設を可能とする法改正が行われた。

また最近では、リサイクル社会への役割として、下水汚泥の減量化と再利用の努力および高度情報化社会情勢に対応するため、下水管路の内部に下水管理用以外の利用についても、光ファイバー等の布設を可能とする法改正が行われた。

4 一 河川および下水道の整備

(1) 全国レベルの中小河川の整備目標

平成八年七月に出された河川審議会の答申

「二世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本方向について」によれば、「中小河川の整備については、三〇年から一〇〇年に一度発生する規模の降雨に対する整備を計画目標に置き、当面の目標として二世紀初頭までに、五年から一〇年に一度発生する規模の降雨に対する整備を目指している。」とあり、現在、全国的にこの水準を満たすべく事業中である。

(3) 川崎市の雨水排水対策の整備手法 ～流域対策と流末対策

雨水排水対策の面的な流域対策については下水道が分担し、流末対策を主に河川が分担している。

流域対策としては、分流地区と合流地区によつて大きく分類でき、分流地区は雨水と污水を分離し、雨水は直接河川等に放流し、污水は下水処理場で処理し河川等に放流している。

それに対し合流地区は、一本の下水管で雨水と污水を流し、晴天時や小雨時は処理場で処理され放流されているが、降雨時には污水と雨水が混合希釈され河川等に放流されてい

本市においても、川崎市総合雨水排水対策検討委員会から「川崎市における総合雨水排水対策の方針に関する答申」を平成五年二月に受けており、河川と下水道とも段階的に目標を設定し整備を行つてある。

① 既定計画

河川、下水道とともに、時間雨量五〇ミリ程度（三～五年に一回程度）の降雨に対処するために整備を進めてきた。

② 長期計画

既定計画に引き続く段階的な整備計画としては、下水道において雨水貯留管などによる一〇年に一回程度（時間雨量五八ミリ程度）の降雨に対処するための整備を進めている。

③ 将来計画

河川審議会の答申において、中小河川は二〇年に一回程度の降雨規模に対応することを目標に将来計画として位置づけており、本市の総合雨水排水対策においても同様な目標設定を行つてある。また河川においては、部分的に将来計画に合わせて事業を実施している。

(2) 川崎市の総合雨水排水対策計画

る。特に汚濁の激しい初期雨水は、雨水滞水池や貯留管に一時貯留され、降雨終了後に下水処理場で処理した後、河川に放流される。

(4) 川崎市の整備水準

主として流域を処理する河川の整備は、平成八年度末で時間降雨五〇ミリ対応に対しして七九%の改修率である。

流域の雨水排水を処理する下水道の整備については、雨水管等の布設のほか流域内の貯留管等の設置を含め、流域河川の現況能力との整合を図り、一〇年に一回程度の降雨規模に対し整備を進めており、平成八年度末で四七%の整備率である。

なお、総合雨水排水対策として、流域の保全を目的に、流域の保水、遊水機能の維持を図るために、民間の開発等に際し、雨水流出抑制施設の設置や大規模開発に対する雨水調整池の設置などの協力を求め、流域からの流出抑制を行っている。

一方、安全で快適な河川環境の保全を目的とした「川崎市河川水質管理計画」が策定されており、その中で親水施設を「水遊びのできる川」、「生き物に親しめる川」、「散策ができる水辺」として段階的に水環境保全目標を設定しており、利水目的別に環境目標を定めている。

下水道の整備により、河川の水質の改善は確実にすすんでおり、平成七年度末の環境目標達成率は四三%（BOD）である。また、さらなる水質浄化をめざし下水の高度処理などの環境整備を進めている。

(1) 河川計画の面における効果

本市の下水道は、広域レーダー雨量情報システム「レインネットかわさき」の先進的な施設が稼働しており、それらの情報を有効に活用することにより、流域から流域の河川にいたる降雨状況についてよりきめ細かい精度で把握することが可能となっている。将来計画の目標である「三十年に一回程度の降雨規模に対応」に対しても、川崎市の流域特性にあつた、河川計画の立案が可能なものになると思われる。

(2) 情報化の面における効果

下水道管理用として光ファイバーが敷設されているが、下水道施設管理のみならず、高精度情報化社会を迎える下水道法の改正が有多目的な行政利用が可能となつた。

現在、国道や高速道路には、光ファイバー網が敷設されており、一般道路についても計画されている。今後はそれらとのネットワークにより自治体の利用だけでなく、民間の利用についても検討されると思われる。

(5) リサイクル面における効果

また資源のリサイクルが叫ばれて久しいが、技術革新により、下水汚泥の再利用について、園芸用土壤や活性炭やセメント原料などの資材として研究開発が進んでおり、将来性が期待されている。

(6) まとめ

以上のことから、今後は組織の一体化により、治水、利水、情報化、環境のあらゆる面において、河川部門と下水道部門だけでなく道路部門も含めてより緊密な連携が可能となり、一元的な水管理を核とし、組織統合の成

(4) 環境面における効果

平成九年の河川法改正で環境の項目が設定され、今後の河川改修に際しては多自然型の河川整備が行われるが、下水道の普及とともにない、固有水源の少ない本市の河川は水量が減少している。湧水の確保はもとより、下水の高度処理水を河川に戻す計画も進行中である。

事例としては、現在、中原区を流れる江川の地下に浸水対策として雨水貯留管が設置中であり、完成後は江川の上部を「江川アクリロムナード計画」として、せせらぎ水路を再生し整備する計画である。今後も水量の減少した河川や水路等の親水整備の環境用水として、下水道の高度処理水を利用することが検討されている。

5 水管理を核とする組織の 一体化による効果

区役所機能の拡充と 新たな区政の展開

市民局区政課主査

河野正夫

二一世紀は、分権の時代あるいは地方自治の時代と言われており、全国各地で改革への取り組みが進んでいる。特に、指定都市では、行政区を自治区に接近させるために様々な試みがなされている。

本市でも、川崎新時代2010プランで、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参加し、地域連帯に支えられた市民共同のまちづくりを進めるとともに、市の内部における権限の配分を見直し、市民生活に根ざした分権型の行政システムを確立することを掲げおり、その受け皿となる区役所の役割は、ますます重要なものとなってきた。

区制が施行されて以来、すでに二五年が経過した本市の区政の現状と今後の発展方向について、二五年の歩みを省みながら私なりに考えてみた。

1 区政—五年の理念と現実

指定都市移行にあたって、七一年八月に出了された川崎市行政区画設定に関する答申を見ると、「行政区は、住民自治の成果を保障する地域単位であるとともに、市政と市民を直

結することによって、住民自治の風化現象を防ぐ基盤もある。……区制をいかに組織・運営するかは、川崎市の都市自治を推進し川崎市民の自治と主権を確立するための重要な課題である」とし、区役所機能については、「市民サービスに関する機能は、できるだけ大幅に区に委譲しなければならない。……としており、区長の任命についても、「現行制度のもとでは、区長は任命制になつていて、地方自治の推進という区制実施の本来の目標からみて、区民意識の高揚をはかるために、実質的な区長公選制を考慮する余地がある」としていた。

さらに、各局の出先機関についても、「市民の生活に直結した市の行政機関の管轄区域を行政区画と一致させるように再編成するとともに、これらの機関を区役所と同一の庁舎内あるいはその近隣に配置させ、市民の利便をはかる必要がある」と指摘している。

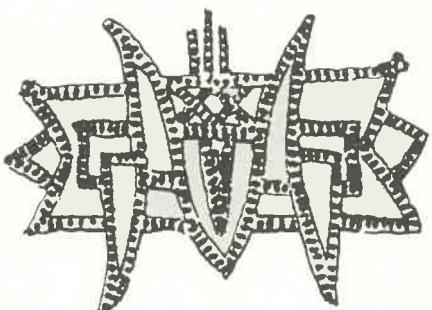
当時から、理念としては、市民主権による選制も視野に入れたものであったことがわかるが、現実には、各局の縦割り行政の下部機関としての窓口事務が中心であり、市民の日

常生活に密接に係わるサービス部門ができるだけ区役所に持たせることによって、市民の利便性を向上させることにあつたといえる。

また、まちづくりについては、「川崎市区行政連絡調整会議規則」を区制施行にあわせて制定し、区長が区内の出先機関が行う事業に関与できる制度を創設した。

しかし、区長に総合的な調整権が与えられないこと、さらに、出先機関のもつ権限が限定されたものであつたことなどから、当初想定していた区長による事業の調整などは行うことができず、今日まで「情報交換の場」程度の役割にとどまっている。

その後、七四年一一月に策定された新総合計画では、区政の現状を「市民生活に密着した行政を直接実践し、地域民主主義を積極的に推進していく区役所に予算および行政執行上の権限配分が十分調整されていないため、事実上区内各行政を総合的に掌握できていない状況にある」と分析し、区政のあり方について「……将来的には現行の区が自治区に方向転換することが望ましいが、現時点における制度的限界のなかでは、当面、自治区的



な発想のもとで区役所にいわば小市役所的な位置づけをもたせることにする。そして、市と区との事務分掌を明確に機能分担し、区の独自性と全市的統一性を保持しながら、市民の日常生活に利用度の高い事務は、なるべく区役所で処理できるよう名実ともに総合機関としての機能を高めていく」としており、今日の「内なる分権」につながる考え方を示している。

この総合計画を受けて、区レベルでの市民参加制度として、七八年に各区に「まちづくりのための学習と実践を行う」区民懇話会（注・参照）を発足させた。この制度は、当時の市民参加の手法としては、全国的にも先駆的なもので、今日の区づくり白書と同様に多くの都市から注目を集めていた。

こうしたなかでスタートした区民懇話会であつたが、当時の区には、まちづくりに直接係わるという視点がまだなく、本庁各局でも事業執行にあたつては、直接区民への説明会を開催するなど、区を抜きにまちづくりが進められていた時代であつた。

そのため、区民懇話会の理念が十分生かすことができず、活動の方向が、福祉や教育・文化などに関する市への提言を中心としたもののへと変わってしまった。

また、その提言も、施策へ反映させる具体的な仕組みがつくられていないため、施策に生かされることが少なく、さらに、どのように処理されたかを区民懇話会にフィードバックする仕組みも整備されていないなどの課題があり、今まで整理されないままになつている。

つぎに、八三年三月に策定された2001年かわさきプランでは、「市民生活に身近な行政サービスを市民に身近なところで提供する

など、地域と市民生活に密着したキメ細かい行政を展開するには、区内の行政サービスを総合的に掌握し、区役所を地域民主主義の砦として積極的に充実しなければならない。そのため、区長の権限、機能等を高め、区民の意見・要望などに迅速・的確に対応していく必要があります。」としたが、まちづくりを推進していくための機能強化については、まだ先の課題であった。

しかし、現在の川崎新時代2010プランへの橋渡し役となつた、九〇年三月に策定された川崎市中期計画では、従来の枠組みにとらわれない新たな視点に立つた対応が必要として、より豊かな川崎新時代の実現に向けた都市づくりの一つとして市民自治都市づくりを掲げ、「市民参加による市政推進の充実を図つていかなければならぬ」として、「参加と分権のまちづくりを推進するため、市民主体の地域社会づくりや開かれた市政の確立をめざす」とした。

その具体化にあたつては、区役所機能の拡充を掲げ、まちづくりを担う第一線の行政機関にふさわしい機能の強化を図るために、区政推進費を創設し、その活用として区づくりプラン策定やまちづくりのためのイベントの開催などをあげている。

特に、川崎新時代2010プラン（九三年三月策定）に位置づけられ、九四年から取り組まれた「区づくり白書」の策定事業は、これまでの形式的な市民参加の枠を超えた区民と区との協働によるまちづくりへのスタートとなり、成熟した地域社会における新たなまちづくりの担い手の裾野を広げることができたといえる。

特に、川崎新時代2010プラン（九三年三月策定）に位置づけられ、九四年から取り組まれた「区づくり白書」の策定事業は、これまでの形式的な市民参加の枠を超えた区民と区との協働によるまちづくりへのスタートとなり、成熟した地域社会における新たなまちづくりの担い手の裾野を広げることができたといえる。

今後、白書づくりで培つた区民と区役所との新しい関係のもとで、白書の成果を生かし、市民主体のまちづくりを推進していくことが求められている。

また、九〇年に導入された区政推進費については、地域の活性化としてのイベント事業から、白書を基礎とした地域のまちづくりの推進にむけた事業への転換が課題となつてきている。

さらに、市民参加や市民自治を促進するための条件として、行政情報の積極的な提供が求められており、同時に、福祉やまちづくりなどの市民活動の拠点としてのコミュニティ施設の整備が必要となつていている。また、区づくり白書など区民間の合意形成を得てつくられた提案に対して、行政施策への反映の仕組みと、どのように処理されたかを区民にフィードバックする仕組みも併せて整備することも課題といえる。

2 区政の到達点と課題

～区づくり白書を中心とした～

この二五年間、区役所機能は、市民の日常生活に密着した窓口サービス部門を中心とし

た整備や拡充などに力点が置かれてきたといえる。

一方、市民参加やまちづくりの視点では、それぞれの時代を先取りする形での理念が先行して、その実現にむけての動きは、全国的に分権論議が活発となってきた九〇年代に入つて、区が自主執行予算を持つようになつてからであった。

※区民懇話会の理念：「①市民が主体的にまちづくりに参加することによって、市民自治の基本理念を具現し、成熟させるための常設的な市民の会議、②市民が地域の生活環境をよくするために地域の問題について討議し、市民自身の選択と調整によって問題解決と合意形成をめざすための場、③市民が主体となって主に運営されるもので、行政は情報の提供など区民懇話会の円滑な運営に協力する」④区民懇話会は、市民の市政参加の場であり、当然そこでの決定事項は、市政の推進にあたつて尊重される。」

3 分権時代の区政改革の流れ

～追い風の中にあつて

分権型行政システムへの転換が求められて
いる今日、きめ細かな行政サービスを提供す
るとともに、福祉や環境、まちづくりを推進
する拠点として、区民の要望に的確に対応で
きる地域の総合行政機関への移行が求められ
ている。

そのために、八九年には、第一次区役所機
能等調査検討委員会を設けて、区政のあり方
についての本格的な検討を行い、九〇年に各
区に区政推進担当を設け、区長の自主執行予
算である区政推進費を創設するとともに、九
一年からは、予算要求権を持たない区長が、
予算編成に参画する仕組みとして区要望反映
システムを制度化してきた。

現在、区長の総合調整機能をはじめ、企画
立案機能の強化や自主執行予算の充実などの
具体化を図るため、昨年度から第三次の検討
委員会をスタートさせ、区民意見施策反映シ
ステム、区における情報提供・収集システム、
あるいは、区の自主執行予算の拡充、まちづ
くり推進にむけた組織整備など、地域の総合
行政機関にふさわしい機能の拡充について検
討を行っている。

一方、九三年一二月には、川崎市自治研究
センター行政区改革研究会による「区あれば
楽あり——いきいき区役所をめざして」が発表
されたのをはじめ、九五年度から始まつた
「政策課題研究」では、区役所改革や地域の
まちづくりを中心とした区政に関する研究や
提言が積極的に行われてきている。さらに、
研修所のメニューに「市民・行政協働のまち
づくり研修」などが組み込まれるなど、全庁

的に区政や地域のまちづくり行政への関心や
期待が日増しに高まつてきている。

4 一 区政を支援するための 本庁組織の強化

～区政部から地域生活部へ

こうした区政改革の流れの中で、区政全般
の企画調整部門である旧区政課を、九四年一
月に第二次事務事業総点検・改革推進本部
によってまとめられた「中長期的展望に立つ
た川崎市行政組織等のあり方について（報告）
—2010プラン推進にむけて」に基づき、
区役所機能の強化にむけた施策の推進や区に
関する各局施策の総合調整を担当する区政課
と、地域における自主的な市民活動を支え、
地域づくりへの幅広い区民参加のシステムを
充実させるため、全町連事務局と旧振興係を
再編して、地域振興を総合的に推進する地域
振興課からなる区政部を九五年四月にスター
トさせた。

この間、区予算の改善、ボランティア保険
制度の創設、区における保健・医療・福祉の
連携強化などの改革を進めてきた。今年四月
には、名称を地域生活部に改め、地域における
青少年対策のあり方にについての検討結果を
踏まえて、旧民生局と教育委員会で扱つてい
た青少年育成業務の移管を受けた。

5 一 今後の区政の発展方向

～自治区への接近

区政の将来像としては、自治区に接近させ
ることではないか。現行の法制度上では、東
京二三区と同等の権限や機能を持つことには
無理があるにせよ、地方自治法上、市長に属

する事務のうち、どの事務を区役所に分掌さ
せるかは、市の裁量に委ねられており、その
範囲では可能と言える。

したがつて、法制度上の制約はあるにせよ、
九四年一一月に出された、先述の「中長期的
展望に立つた川崎市行政組織等のあり方につ
いて」で提起しているように、今後、本庁と
区との役割分担を見直し、全市レベルで統一
的に処理を要する事務や大規模プロジェクト
あるいは広域的視点から計画・調整を必要と
する業務を除いて、地域のまちづくりや市民
生活に密着した事務などの権限については、
区役所に移管し、またそれとともにう組織・
執行体制等についても、段階的に整備してい
くことによって、自治区的機能を有する区役
所への展開は十分あり得ることである。
すでに、こうした視点に立つての改革はは
じまつていて。九五年四月に福祉事務所を、
今年四月に保健所をそれぞれ区役所組織に編
入したが、必置規制や法制度上の問題が整理
されていないなどのため、必ずしも機能して
いるとはいえない状況にあり、今後の課題と
しては、地域における保健・医療・福祉サー
ビスの連携強化と一元的サービス提供のため
の体制に移行する必要がある。また、地域の
まちづくりを進める上で、土木事務所や公園
事務所などについても区役所への編入を検討
する必要がある。

さらに、急速にすすむ少子高齢社会の時代
にあって、こども文化センターや小学校の余裕
教室あるいは老人いこいの家などの地域資源
の有効な活用を図るとともに、その運営と管理
を地域に委ねることも重要なになってきている。
同時に、自治区への展望に立つた区政の
改革にあたつては、本庁から区への権限の委譲
で終わるものではなく、区民参加制度や広域

行政との調整、予算要求と執行権のあり方、市議会とのかかわりや組織の肥大化を防ぐ方策など、多くの解決しなければならない課題がある。

6 — 新たな区政の展開に向けて

⑤ 区民と区の協働によるまちづくり

自治区への接近にむけて、市としての一体性や統一性を維持しながら、区役所を、地域の特性を生かしたまちづくりの要として、区役所機能の拡充と地域からの視点を導入したシステムを確立していく必要があり、今年度から、新たに「区予算・事業調整システム」をスタートさせた。

このシステムは、区が、地域視点の立場から事業局に対して区要望をまとめ、事業予算化を要請するとともに、事業局は予算要求する前に事業を予定している区への協議を行うことで、区と局の関係を対等の関係に変えていくものである。

さらに、区要望の市長説明の前に、区要望の内容についての評価作業を行い、評価結果を付議することによって、予算要求すべきであるかの判断材料とするものである。昨年度のサマーレビューを経て、今年度、主要事務事業ヒアリングの中に位置づけて、試行しており、この結果を踏まえ、来年度から本格実施に移す予定としている。

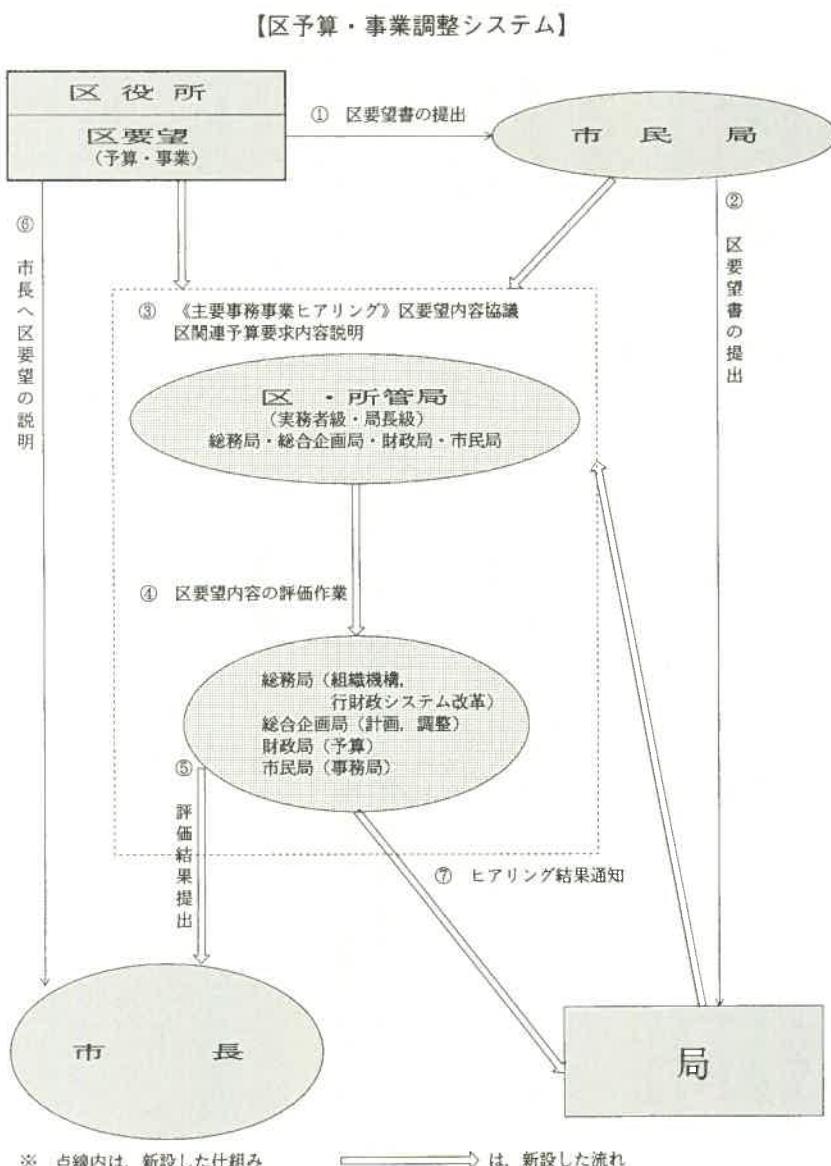
また、区民参加のまちづくりを進めるための仕組みとして、区づくり白書の経験を活かし、区の地域視点や市民参加手法と局の事業ノウハウを結びつけ、市民参加によるまちづくりを進める「区まちづくりモデル事業費」を創設することにしている。今年度は、制度創設にむけた調査事業として、(仮称)宮前

7 — おわりに

これらの課題の解決を含め、市民局地域生

スポーツセンター建設事業を対象に、区民参加や住民満足度、あるいは、事業目的の達成度などについての評価を行う。

これらのシステムや事業を制度的に担保するとともに、地域のまちづくりをタテ割りから横断的なものに繋いでいく調整機能を持たせる目的で、来年四月の施行にむけて、規則の制定を予定している。



各局長に抱負を聞く

総合企画局長インタビュー

施策の総合的な調整、丸テーブル主義

総合企画局長

君嶋 武胤

◎総合企画局長としての抱負

施策の重点化と全庁における総合的な企画調整機能を高めることを目的として、「総合企画局」という新しい局ができました。市全体の施策の総合調整、時代の変化に対応した施策の立案、進行管理、評価の体制整備など、多大な責任を痛感しております。

施策の調整を図るためにには相手の信頼を得ることが大切です。汗をかき熱心に足を運ばなければ信頼は生まれません。相手の懐に飛び込んでいき一緒にになって課題解決の糸口をみつけること、常に立場は入れ替わるという態度で真摯に課題に向き合うこと、相手の局の課題と思わず、常に自分の課題だと考えること。このような姿勢を通じはじめて信頼が生まれると思います。

調整機能を果たすのは大変に難しいのですが、どんな時もそれを面白いと思ってとりくんでまいります。総合企画局の組織形態とし

練りあげるためには組織上の決定とは別に、自由なアイデアを出す場を創り出し、局としての自由な気風を醸成しなくてはいけません。

高いアンテナを持ち常に外部の風に吹かれ、現場に足を運び自分の目でものを見る、当事者に話を聞く、様々な市民の立場に自分をおいて考えてみる、この中で練り上げられたアイデアを「丸テーブル」で自由に語り合う、こうした繰り返しによって、総合企画局の氣風といったものがうまれるものだと思います。総合企画局では局内の情報交流を図るために、八月から毎月一度局内報を発行することとなり、第一面のコラムの名称を「丸テーブル」としました。

以前、私は地区カルテの作成を担当したことがあります。お互いの共有する情報に差があれば議論は抽象的なものになりやすい。このため地図情報の中に、具体的な市政情報を描き共通の土俵で議論するための基礎資料を作ったものです。この経験を活かし、地図情報と合わせ、各部門をつなげる基本として統計情報を活かしたいと思います。

統計情報が企画セクションと連携する意味は大変に大きいものです。都市間、経年変化、世界都市間など、基礎情報によりきちんと比較を行いたい。またインターネットによる情報提供や、調査方法の蓄積など統計情報に基づく発信も行っていきたい。

◎統計情報への期待

財政局長インタビュー

仕事師としての、しなやかさと剛腕に期待が高まる

財政局長

小川 澄夫

◎財政局長としての抱負

総合企画局の会議用テーブルは角が丸い長方形で、長円形にも見えるものです。大きさも手頃で上座、下座の区別もわかりません。「丸テーブル」は総合企画局のより所として、自由な議論の場となっています。よい企画を

歩みを確実なものとするために、平成七年を改革元年とし、平成八年には「改革と発信」、平成九年は「改革と創造」の年と位置づけ、厳しい財源の中で精一杯の努力を傾けてまいりました。この間、各局も大変な努力をされ

財政をあずかる局長として三年が経過しました。景気低迷の中で、川崎新時代に向かって

ているわけですが、いくつかの苦言を呈さざる得ない場合もあり、これも財布を預かるものとしての責任を果たすためのものと理解していただきたく思います。

この三年間、職員一人ひとりの意識に大きな変化が起きてきたように思います。川崎市が地方交付税の交付団体になるなど、ということは、これまでとても考えられることではありませんでした。今までの常識が簡単にくずれてしまう。このような大きな変化を間近に

見ることで、川崎市の財政構造の現状やコス
ト認識などが育つっています。

れもではなく」「あれがこれが」に政策選択の基準を替え、重点化・選別化をすすめる。市民ニーズに的確に対応できるようなシステムへの転換に向け、これまで以上に気を引き締め、「二世紀のかわさき」その新しい状況や環境づくりに積極的に取り組みたいと思います。

◎「財政問題検討委員会」の発足

◎局長としての抱負

市民との協働作業の中から
課題を発掘し解決策を模索する

市民局長インタビュー

今回の予算編成において、主要事務事業の検討は前年よりも早く着手しました。

二世紀の川崎のために、芽を出す必要なものはきちんと財源の張りつけを行う必要があります。いつたん死んだ予算は三年間

○平成一〇年度予算の策定に向けて

市民局長
飯村富子

○区政機能の充実

深谷教授を委員長とする「財政問題検討委員会」が設置されています。歳入の根幹である市税収入の伸び悩み、公債費償還の重さ、投資的経費への皺寄せなど財政の硬直化を招いている要因のは正や、公共事業の適正な規模など、「低成長下における新たな財政構造の構築」のために、踏み込んだ議論が行われるよう期待しております。

市民局は守備範囲の広い局です。住民票の発行など市民に密接にかかわる区役所の仕事化、消費者、交通安全、ボランティアなど市民生活の様々な局面にかかわっています。市民の方々と様々な形で出会えることはたいへんに楽しいことです。

局のなかでいかでいいかたいと思つています。宮前区の「区づくり白書」を策定するなかで、「自分たちも汗をかくから行政もがんばって」、そんなふうに声をかけてくれるたくさんの市民に出会えました。一緒になつて汗をかいて一つの仕事をしあげる、これまでは、そういつたことに市民も行政もあまり慣れていなかつたように思います。もつとお互いがお互いのことを学ぶ必要があると思います。協働作業を通じ市民と行政がより良いパートナーとして、新たな関係を結べるよういろいろな形

だめになる、その選択が間違いならば、川崎市はよその都市に遅れをとることになる。私の仕事は委縮させることではなく、社会の大好きな動きに合わせ、転換時期をにらみ、着実で効率的な予算編成をすることです。そのためには、各局がスクランブル・アンド・ビルドの視点にたって、政策選択の基準を持つことが重要になります。そうした視点をお互いに共有しながら、低成長時代にふさわしい予算編成方法を確立したい。

○ボランティアセンターの整備など

ボランティアセンターが市民局に移管されました。ボランティアセンターを核として、市民活動団体の地域レベルでの交流や小さなコミュニティ活動など、市民と行政の新しい関係づくりが行われていくことを期待します。このなから、行政も含めお互いがお互いを育て合うネットワークづくりにつながつていただらと思います。

市民の方々の地域交流の拠点として、みんなに自由に語り合う場の創設も必要です。なにも新たに施設をつくるのではなく、今までの施設の利用形態をえていくことで、もつと自由で柔軟な利用が可能となるかもしれません。また、市民の方々に管理運営をお任せするような新しい仕組みも検討していく必要があります。

での努力が必要です。

分権推進委員会を中心として、分権型社会に向けての熱心な検討が続けられています。

市民ニーズに基づいたきめ細やかな行政を行ったためには、市民に近い所での判断が必要になります。必要になってしまいます。区役所機能の拡充と地域からの視点を生かしたシステムの確立に向け、これまでも、区長の自主執行予算で予算への反映システムの導入、区役所への保健所、福祉事務所の編入などが行われてまいりました。これからは、こういった歴史のう

ある区政推進費を創設することや、区要望の実現への反映シス

テムの確立に向けた取り組みが求められます。報の流れを整備したり、区役所を地域における福祉行政の核にするとか、地域視点を持つ予算編成など、区政機能の充実に向かってきました。これまでの歩みが求められています。

「市民との協働作業、ここで学んだことを活かしていく、局長の熱心な言葉のはしばしさから新たな時代への期待が高まる。(記者)」

えにたち、さらに実効性のあるものにしていくための工夫と仕掛けが求められています。

市民の要望や意見を各局に素早く伝える情報の流れを整備したり、区役所を地域における福祉行政の核にするとか、地域視点を持つ予算編成など、区政機能の充実に向かってきました。これまでの歩みが求められています。

「まちづくり」にむけ、行政、企業、市民による協働の取り組みが求められます。

環境施策の総合的な推進を積極的に行っていきます。

◎緑の保全、新たな緑の創造

生まれが信州ということもあって、緑は肌で感じます。

うるおいのある豊かな市民生活の実現のために、公園緑地についてはいつそうの整備が求められています。用地の確保にあたっては、地権者の協力や財源の確保が大きな課題です。また、乱開発の防止とともに、新たな緑の創造が求められています。

自然共生型の地域づくり事業として、むじなが池公園整備や早野聖地公園里山整備など、北部地域に残された貴重な水辺である池、湿性地などを再整備し良好な水辺の回復や水辺のネットワークを図っています。また、花と緑を活用し、地域にうるおいとやすらぎのある街かど景観を創造するための各種事業もおこなっています。

公園緑地愛護会の活動、市民の手による自主的な雑木林保全に向けた下草刈りの活動や、平瀬川の保全など、市民と行政の連携による動きがいっそう広がることを期待します。

「緑は肌で感じる、同じ情報をもとに意をつくす、熱心な語り口が印象的だった。(記者)」

なデータにもとづいて議論することが必要です。同じデータで議論しそのなかから解決策をさぐる、このような姿勢が求められていると思います。

浮島二期埋立廃棄物処分場は川崎市域に建設する最後のものです。海の埋め立てにはそれ自体に環境破壊の可能性がつきまして、いつも迷惑をかけずに処理を続けていくために、市民の方々の協力が是非とも必要です。

資源循環型社会に向け、資源物の日の設定を

きつかけとして、資源ごみがどのように再利用されているか、ごみ処理にかかる税金はどうくらいかなど、きちんとした情報の提供をしていきたいと考えます。

行政、企業、市民の協働による環境施策の総合的な推進

環境局長インタビュー

◎環境局長としての抱負

総合的な環境行政の推進に向け、「環境局」が創設されました。環境施策全体を視野に入れた総合調整機能の強化や、環境教育の推進、有害物質対策、容器包装リサイクル法への対応など、おおくの課題があります。

環境施策の総合的な推進のためには、緑政部、公害部、生活環境部の連携・交流が是非とも必要です。いま、環境企画室を中心横断的なチームを結成し、お互いの認識を一つにしていこうとしています。生活環境部と公害部との連携・交流について言えば、生活環境部

環境にかかる施設展開は新たな段階に入

りました。自動車公害をはじめとする都市型の環境問題や温暖化対策、生態系の保全など、地球環境を視野に入れた地域レベルでの取り組みを着実に実施していくことが必要です。このためには、環境基本条例を踏まえ、

◎市民との信頼関係づくり

地域での自然保護やリサイクルなどの活動を行っている市民の方々と、きちんと議論することで信頼関係が生まれます。たとえば、各処理センターの焼却に伴うダイオキシンの発生についても、市民に情報を公開し、正確



健康福祉局長インタビュー

新組織は時代の要請、すべては市民のために生涯福祉都市づくりへの挑戦

健康福祉局長
齋藤良夫

◎健康福祉局長としての抱負

おります。

◎総合的な施策の連携強化

なぜ、健康福祉局ができたのか。つねに原

点にもどり認識を深めることができます。

二一世紀の高齢社会が心豊かに活力ある長寿社会であることは、すべての市民の願いです。高齢化の急速な進展、介護や援助を要する高齢者の増加が予測されますが、身心に障害があつても、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくように、この街のすみずみに、市民と行政が一緒になって地域ごとのきめこまやかな福祉社会を築きあげること、このためには、保健・医療・福祉のきちんとした連携が求められます。

民生局、衛生局の合併による職員規模の増大、局所事務の拡大について心配される向いもありますが、「健康福祉局」の創設はこういった大きな時代の要請であり、誰もがともに生き、ともに担いあつてくらしていくべきです。新組織は時代の要請であります。

◎課題解決に向けて

生涯福祉都市づくりに向けたさまざまな努力を通じ、私たちの局に対する市民の期待に応えていくつもりです。新組織は時代の要請であり、市民のために、そして、市民とともに、ここに豊かな長寿社会を築くこと。このことが私に与えられた使命であるものと認識して

い制度の導入に向け、乗り越えなくてはならない課題が多数出てくることも予想されます。

ですが、介護保険法の求める介護の社会化は、ますぐにでも実現されなくてはならないものであり、高齢者の自立を支援し個人として尊重される「地域福祉システムづくり」はすべての市民の共通した願いです。川崎市はこれまで、介護保険法の施行をにらみ、「三時間三六五日型介護支援システムづくり」に向けて、「市民総ホームヘルパー大作戦」の展開など、市民の方々と協働で地域における支え合い助け合い活動を着実にすすめてまいりました。また、在宅福祉サービスを担う在

育園でのアスベストが問題となりました。これまでであれば、局間調整が必要だったのかもしれません、保育園を所掌する児童部とアスベストに関する健康障害予防などを所掌する健康部は同じ局内にあり、その日のうちにアスベスト対策委員会の設置を行いました。市民の皆様への説明会や工事など対応しなければならないことがたくさんあります。大変スムーズに進んでいたものと考えています。同じ局になつた強みを活かすといふ、好事例だったと思います。

いま、企画課を中心に「さわやか健康・福祉グッドジョイントプラン」の検討を行い、部課の連携づくりに取り組んでいます。

◎まちづくり局長インタビュー

まちづくり局長
井上裕幸

都市基盤・住環境整備に向け、しつかり、じっくり、まちづくり

まちづくり局長

た道路、小公園、広場、建物などの身近な面整備、さらに文化・環境・コミュニティにおける市民の情報交流などのソフト面を含むものまで、市民の方々の期待は様々なものがあると思います。

「まちづくり」という、ひらがなの局ができました。良質な住宅の供給を含む面的な整備を一體的に行うとともに、地域特性を活かした快適なまちづくりに向けて都市整備局と建築局を統合したものです。時代の転換点としての変化をとらえた素敵な名称だと考えます。

「まちづくり」という優しい響きを持つ言葉、この言葉 자체、様々な意味をもつてます。高速道路・鉄道・河川といったハード面の機能整備から、街区や地区を単位とし

た道路、小公園、広場、建物などの身近な面整備、さらに文化・環境・コミュニティにおける市民の情報交流などのソフト面を含むものまで、市民の方々の期待は様々なものがあると思います。

まちづくり局の基本的なスタンスは、次に二点にまとめられます。

第一は、地域自立都市の形成に向けて都市拠点や市街地整備、公共建築物の建設など各種事業の横の連携を密にしてすることです。

第二は、少子高齢化、ノーマライゼーション、環境共生、市民参加など様々な視点を大切にすること、すなわち、地域の特性を尊重し現

宅福祉公社の設立を行うとともに、身近な地域を単位として様々な社会資源や関係機関の連携による「一人暮らし、痴呆性高齢者等の見守りネットワーク」の推進などの新たな施策展開もはじめました。

場からの組み立てを大事にしていくことです。

川崎市はこれまでも基礎自治体として、縦割り行政のなかで見失いがちな「身近な面整備」や硬直的な都市計画について、市民の方々とともにさまざまな工夫をこらしてきました。一九六五年、全国に先駆けて開発者負担金を定めた「団地造成等施行基準」の制定や、都市計画と建築をつなぐものとしての地区計画への積極的取り組みなど、地域に根ざした独自のルールづくりをすすめました。

このような先人たちの歴史のうえに立ち、二一世紀に向けた都市基盤の整備や居住環境の更新のために、「しっかりと、じっくりと、あくまでも、前向きなまちづくり」をすすめたいと思います。

建設局長インタビュー

骨太で実直な言葉の重み

建設局長
松田 優

◎「まちづくり」 その歴しさの認識

溝口北口再開発事業をすすめるなかで、さまざまな体験をさせていただきました。伝家の宝刀である行政代執行もやむなく実施いたしました。市民の皆様の御意見を受けながら、どのように行政責任を果たしていくか。公益とは何であり、何をなすべきか、常に顧みることを求められました。「まちづくり」、この言葉の中には市民自身が自分の街の方向性を自分で決めることが、決められたルールに反するものについては自分達で抑制するという、厳しさも込められています。

◎局長としての抱負

道路、河川、下水道の一体的で効率的な整備、管理体制の整備に向けて、土木局と下水道局が統合され、建設局が創設されました。管理部門の簡素合理化や道路、河川の占用、財産管理業務の一元化を行ってまいります。また、都市河川と下水道の諸問題についても、より総合的な対策が整備されるようさまざまな検討を行ってみたいと思います。

◎地域防災計画の見直し

先般、東京湾で大型タンカー「ダイヤモンドグレース号」が座礁し、大量の原油が流出するという事故がありました。市長を本部長とする警戒本部の設置や、油処理剤の散布、吸着マットでの原油回収、オイルフェンス設置など、関係機関や臨海部に立地する主要企業との連携のもとに素早い対応ができたものと考えております。

◎下水道事業の進行

下水道は都市の基盤施設として、網の目的によく小さな路地裏にまで敷設されています。私たちは下水道をつくり、二四時間、毎日、これらの保守点検を行っています。快適な市民生活のために、下水道人口普及率一〇〇%をめざすとともに、下水資源の有効利用や水質保全のための高度処理の導入をすすめています。【タンカー事故での素早い対応、着実な都市の動線づくり、骨太で実直な言葉は重い。(記者)】

◎地域自立都市に向けて

市街地再開発、土地区画整理、鉄道整備などの大規模事業について、どのように優先順位をつけていくか、また、密集した既成市街

地の整備をどのような手法で進めていくか、これからの大きな課題です。これまでの経緯を踏まえ、将来展望をきちんと提示し、また、民間活力の活用をはじめ新たな手法の導入による事業見直しを図り、各事業の「プライオリティ」を決めていこうと思います。このために地域整備など大きな期待が。(記者)】

は、局内の組織連携とともに、他局との十分な連携が是非とも必要です。

【溝口北口再開発事業を進めてきた経験に裏付けられた言葉の重み。「しっかりと、じっくりと、まちづくり」、都市基盤整備や修復型の地域整備など大きな期待が。(記者)】

な原油の流出は予想されていない事態でした。的確な情報収集体制の確立や関係機関とのより密接な協力体制づくりなど、反省すべき点も多く、この教訓を活かし地域防災計画の見直しを図っていこうと思います。

◎着実な事業展開

都市の骨格づくりに向け、たくさんの仕事や課題が待ち構えています。縦貫道路の建設や、世田谷町田線、尻手黒川線の整備、多摩川三橋の建設など都市の動線づくりや、新百合丘地域の交通問題の解消、地域のコミュニティゾーンの形成、市民の方々の要望の強い、自転車駐輪場の建設などです。今年は、大師橋工期区間が完成し都市部での慢性的な渋滞解消が進むものと期待しています。また、地元協議会や関係者と進めてきた新百合丘地域での交通改良事業整備により、市民の皆様の期待に応えていけるものだと思います。道路に対する環境問題にも十分に配慮し建設を進めてまいります。京浜急行連続立体交差事業や南武線の高架化、五反田川放水路の建設なども、一步ずつ着実に進めていきたいと考えております。

です。都市の骨格づくりという大事な役目を担っているという自覚のもとに、真摯にこつこつと事業の積み重ねを行っていきたいと思います。

◎地域防災計画の見直し

たとえば、下水道建設における河川占用規定の弾力的な適用や、道路排水と下水道の関連整備、下水道の持つ水質浄化機能の河川への適用、市民とともに多機能型・生態系保全型で進めてきた平瀬川の改修事業のノウハウ等の江川せせらぎ水路への活用など、すべてがうまくいくとは限りませんが、両局の蓄えた智恵はたくさんあるように思います。

私たちの局は都市の動線を築く縁の下の局に行われたものと思いますが、これほど大き

区づくり白書の策定を終わつて

川崎市の総合計画「川崎新時代2010プラン」は、「市民共同のまちづくり」に向け、行政への広範な市民参加を促進し、市民の生活実感に対応したきめ細やかな施策展開を進めることとしています。

こうした理念を実現するために、川崎市は各区ごとに、「区づくり白書策定委員会」を設置し、市民と行政のパートナーシップによる、区の将来像を描くこととしたしました。

市民と市民、市民と行政による数十回に及ぶ熱心な議論、

福祉・緑・防災などさまざまな課題ごとの地域調査、市民フォーラムによる意見の集約などを経て、

いま、四区において「区づくり白書」がまとめられました。今回は、白書策定にかかわった市職員、市民から、今後どのように白書を活かしていくべきか、これまでの経緯を踏まえたうえで、その思いを語つていただくこととしたしました。

ポスト白書の第一歩 「まちづくりクラブ」構想私論

川崎区政推進課主幹
穂積建三

川崎区

平成九年七月二〇日、川崎大師駅前の二つの商店会が主催した、夢の大師・若宮大路サマーフェスタ'97は、子どもからお年寄りまで、商店街を埋めつくす数多くの人々で賑わつたが、この発端となつたのは、「川崎区づくり白書—区民のまちづくり宣言」（以下、「白書」という）であった。

規制緩和とともになつ大型店の進出が、商店街の不振に追い打ちをかけると不安が高まるなか、区民の提案を受けた川崎区づくり白書策定委員会が、大師地域の特性を生かした商店街振興と地域の活性化を図る試みとして、《夢の大師・若宮大路縁結びウォークラリー》を実施したのが前年同日。

「商店会はじまつて以来の賑わい」（商店会長談）という今年の取り組みを昨年と比べると示した。

と、①商店会を中心に地元住民が企画から当日の運営までイベントの実施主体を担つたこと、②ウォークラリーに加えて、民謡流しや夜店、フリーマーケットなど、イベントの内

容が盛り沢山になつたこと、③協力団体が、町内会をはじめ、民謡教室や同好会、障害者地域作業所やフリーマーケットの会、女性団体などに大きく広がつたことがあげられる。

それは、歓止めなき大型店の進出など、多くの課題が山積しているとはいえ、白書づくりの中では、商店街振興に主体的に一步踏みだした商店会の意欲が商店街をまちの顔として頼りにし、地域の活性化を願う住民に後押しされ、区民の共同が確実に広がつたことが残つてゐることに着目したからだ。

「まちづくりクラブ」には公募二〇〇人、団体推薦一五〇人の区民が参加し、半年間ではあつたが、【自然的環境】「生活環境」「高齢化社会」「防災型まちづくり」「産業振興」

1…区民共同のまちづくりに貢献した
「まちづくりクラブ」

市民共同のまちづくりフォーラム



をテーマに、地域の実態調査にもとづく問題

点・課題の抽出、問題点・課題を解決する方策の検討、地域の望ましい将来像と、実現するための提案づくりを行った。そのプロセスで、当初みられた意見・要求のちがいは乗りこえられ、二〇〇項目の提案がまとまつた。

「まちづくりクラブ」の活動を通じて明らかになつた何よりも大切なことは、区民参加のまちづくりとは、「区民自らが地域のさまざまな課題に取り組むことから始まる」と、それぞれの地域にある条件をまちづくりに生かしきる能力は、その地域に住む区民こそがもつっていること、そして区民一人ひとりが自らの意見と要求にもとづいて発言し参加できる場の保障が不可欠であることなど、区民にとって行政にとつても貴重な経験となつた。

まちづくりの手法として「区民が主体的にまちづくりに対する提案や要望を出し、あるいは調査し、具体的なアクションを起こす組織として：まちづくりクラブを恒常的な組織として確立する」ことを提案している。

区民自身の生活充実や地域課題の解決について、行政が思いきって区民にゆだね、そこでの行政的確な援助の有無が、区民自身のまちづくりへの意欲と力、自治能力の発展を決定づけるといつても過言ではない。「まちづくりクラブ」の確立は、そのための大きな第一歩といえよう。

2・「まちづくりクラブ」の構想

白書には、「まちづくりクラブ」の提案と、それにもとづくまちづくりアクションの成果

が盛り込まれた。時間的な制約の中で、区民生活のすべての分野にわたつて提案が十分出つくしたとはいえないが、提案内容は、①区民自身が主体的に取り組んで実現できるもの、②行政の施策に反映されてこそ実現できるもの、③企業など第三者との協力が必要なもの、④区民・行政・企業などの共同が必要なものに大別できる。

(1) 「まちづくりクラブ」が取り組むべき課題

恒常的な組織として確立されるべき「まちづくりクラブ」が、当面取り組むべき課題としては、①区民自らの提案を実現するため、「まちづくりクラブ」が母体になつてまちづくりアクションに取り組むこと、②提案の実現を行政まかせにせず、施策への反映を図るために、行政とのキャッチボールを通して提案を一層ねり上げたり、条件整備を進めることなど、③白書を検証しつつ、その不十分さを補うため、ひきつづき「白書づくり」活動を開すること、等々が考えられる。

(2) 「まちづくりクラブ」組織のあり方

白書は「区民がだれでも参加できる組織であり、区内でまちづくり活動に関わっている各種の団体や個人が最も広範囲に参加するもの」と位置づけている。

したがつて、白書づくりの経験を生かし、①区民が日々の生活体験を通じて感じている意見や要求を発言し、まちづくりに参加しやすい単位として、中学校区などの日常生活圏域ごとに設けること、②新しい区民の参加でいつも生き生きと活動を展開できるように、

川崎区づくり白書

区民のまちづくり宣言

◎夢ひらくかわさき21◎



川崎区づくり白書策定委員会・1997

市民共同のまちづくりフォーラム



いつでもだれでも自由に参加できる仕組みであること、③クラブの活力を保持するためには、会員の自由な発言を保障し、みんなが対等・平等の関係であることが大切である。

(3) 「まちづくりクラブ」活動のあり方

活動の進め方としては、①関心のあるテーマごとにグループをつくるなど、一人ひとりの「こんなまちにしたい」思いが大切にされ、楽しく息長く活動できること、②テーマごとのグループ活動は自主性に任せるとともに、グループ相互の意見・活動を報告し交流する場、地域と区民生活を包括的にとらえる場などが必要となる。

して、二ヵ月とか四半期ごとに一回のクラブ定例会を開催すること、③複数のまちづくりクラブに関わる課題について、広い視野からの検討を行う合同学習会や意見交流の場を設けること、④年一回、各「まちづくりクラブ」活動の発表の場として区民集会を開催することなどが必要となる。

結びにかえて

「まちづくりクラブ」が区民の自主的なまちづくり運動の組織として発展していくためには、「行政から独立した機構として自立していくことが望ましい」(白書)ことはいう

までもないが、設立から活動が軌道に乗るまでの事務処理を行政が担うとか、求められる情報を提供したり、必要な専門家を派遣したり、会議や活動の場を確保することなど、「まちづくりクラブ」の活動を積極的に支援することは当然である。

白書は、川崎区の特性を生かしたまちづくりルールとして、「まちづくりクラブ」の組織化とともに、「まちづくりサロン」の設置、「フォラソンかわさき」の開催を一体のものとして提案しているが、いずれにしても、その根幹をなす「まちづくりクラブ」の組織化の成否が、提案全体の行方を左右する最大の課題といえる。

区民の創意と提案を大事にしてほしい

幸区区づくり白書策定委員会
手塚善雄

幸区区づくり白書策定委員会の発足について知ったのは、いまから二年八ヵ月前の平成六年一二月でした。私がこの委員会に関わりを持つようになったのは、区民懇話会のOBで結成している「幸区サロン21委員会」へ二名の参加要請があり、その一人として名前をつらねることになったのがはじまりです。

「幸区サロン21委員会」は、区民懇の仲間の有志が任期終了後も引き続いてまちづくり問題を話し合っていこうという考え方でつられたものです。すでに、一五年にわたり昼

食会をはさんでの話し合いや、川崎市の行政について責任者からの説明会、講話、市会議員との懇談会などを、毎月一回実施していくます。日ごろ、まちづくりに関心の強い団体として、参加することになつたものだと思います。

行政計画ではなく、行政のための基礎資料をつくり、行政施策に反映していくことが目的で、いわば「まちづくり」の憲法的なもので、行政への区民参加の一環として位置づけられるということでした。

この新しい試みに非常に新鮮な魅力を感じ、夢と期待を持って取り組んでみようと思いました。私は今までに、社会福祉協議会、文化協会、P.T.A、商店街、町内会、保護司会などをさまざまな関わりを持ちましたので、まちづくりには広く関心を持つっていました。

区づくり白書策定委員会の四つの部会をつくった際に、どこに入ろうかと迷いました。まちづくりのハード面の再開発に関心が強かつたので、「まちづくり部会」を選び、この部会

の部会長としてまとめていくことになりました。一部員は四部会中もつとも多い一〇名で構成され、若い人、女性、年配者、市役所で再開発関係の仕事を担当しておられた方、地域の指導的地位の人など申し分のないメンバーでした。最初に取り組んだのは、いくつかのテーマに絞ることからはじめ、一一のテーマを選んで方向づけを行いました。

各テーマについて順を追つて一つ一つ勉強することにしました。役所の担当責任者を招き、熱心に勉強して時に激しく議論をかわしました。各テーマについて、良く知ることからはじめ、討論を重ね進行中の開発の是非について考えてみました。つぎに、一一のテーマについて、委員の関心の度合いや立場により、それぞれ分担を決め、責任を持つてまとめていただきました。

自立する都市に向けて プラン策定から具体的な推進へ

宮前区づくり白書策定委員会

湯上二郎



宮前区の区づくりは、白書策定段階から一挙にプラン策定まで歩を進めたことに特徴が

あります。それだけに多少の無理があつたかも知れない。しかし終わってみると、やつて良か

つたというのが率直な私の実感である。関係者のひとりとして、経過と展望について私見

お願いしたことになります。少し遅れて教育問題についても取り上げることになり、教育

部会として、後発の取り組みでしたので、月二回の部会を持ち、精力的に話し合いをすすめました。まちづくり部会からは、重複して参加していただいた方が多く、両部会について及ぶ限りの努力をしてまいりました。

振り返って、考えてみると、区づくり白書の成果は第一に区民参加の一歩をしたことにあつたと思います。この二年一ヵ月の間にいろいろなことを学びました。各地区で開いた地域懇談会、フォーラムなどで出された意見の中で、強く印象に残っていることは、さまざまなものではあります。今までほとんど知る機会がなかつたが、市からもつと内容を知らせてほしいという声が多くつたことです。行政からの説明がすべて不十分であつたといふことです。

この機会に、行政と市民がともに考え、区民参加によるまちづくりを今後とも引き続きやつていただきたいことを望みます。はじめての試みで、十分な成果が得られなかつたと思いますが、この画期的な考え方をさらに進めて実効あるものとするために、一層の努力をお

願いしたいと思います。

今しきりに呼ばれている地方分権は、遅かれ早かれ実現されることでしょう。そうした場合、区民はより一層市政についての関心を高め、行政は区民の参加の機会をつくり、区民の創意と提案を大事にしていただきたいと考えます。

市議会議員による市政報告はほとんどなく、市からも住民に知らすことのなかつた現状は、住民のひんしゆくをかうのは当然です。住民のなかに入つて知る機会を作つていただき、ともに行政について考えていくような方策があつても良いのではないかでしょうか。住民がより強い関心を持つところに、より高い政治の実現が期待できると思います。

私たちは短い期間に数多くの問題に取り組んできましたが、これからもこうした勉強を是非続けさせていただき、私たちのまとめた提起について、見守る機会を与えてほしいと思います。

市民の知る権利を守つていただき、情報公開と住民参加により、市と住民が一体となつた市政の実現を切望いたします。

も加えて若干の考察を加えてみたい。

1…区づくりプランの性格

第五章 「当面の計画」がよく区づくりの内容を物語っている。つまり、行政計画との関係をどう整理したかということである。プラン策定段階の当初でもつとも苦慮した部分である。基本的には「2010年計画」のローリングとしての第三次中期計画をにらむという考え方を基礎に、事項を主として市民が行うこと、主として行政が行うこと、そして市民と行政が一緒に行うことの三つに分けて整理するという手法をとった。

内容からみて、「市民参加のシステムづくり」や「豊かなコミュニティの形成」のこところではまちづくり推進協議会や市民による施設利用検討委員会の設立など、「主として市民が行うこと」の方に重みをかけ、「災害に強いまちづくり」「交通の利便性の良いまちづくり」では、「地域防災拠点の整備」「電線類の地中化など共同溝の整備」「斜面緑地等の保全のための規制誘導の実施」「都市計画道路の整備」など主として行政が行うこと強調し、「福祉のまちづくり」「適正な土地利用の明確化」では、「市民と行政が一緒に行うこと」の多い分野として整理する方向をひきだした。

2…プランの中の白書部分

白書部分は、宮前区では、プランの奥にかくされてしまっているのであるが、幸い、田園都市沿線地域（B地域）では、市民のニーズの多様さと複雑さの故に、事実上の白書策定部分がプランの部分（第四章）に現れてい

るので、その部分を取り出して宮前区の白書策定の手順を考えてみよう。

区づくりプランは、河川の流域や鉄道、道路の沿線にそくして宮前区を二つの地域に分けている（図1）が、有馬、野川、馬綱周辺地域（A地域）と、菅生、平、犬藏、潮見台、水沢地区（C地域）は、それぞれ「宮前ふるさと村整備計画」「有馬川・矢上川コミュニティパークロード計画」及び「平瀬川親水公園化、飛森谷戸環境整備計画」と「東高根森林公园公園」王禅寺ヨネッティの沿道整備計画等にしぼりこむことに成功したが、B地域はそこまで計画をしぼり切れなかつた。そのため分野別の計画メニューをならべることにとどまらざるを得なかつたのである。この分野別計画メニューの中に、私はB地域の二ヶ所の構造を読みとるべきだと考えたいし、広い意味で宮前区の白書策定部分の実体がかくれていると読みたいのである。

具体的に例をあげれば、スポーツ公園づくりー区内に就労の場をー朝市の定期開催の二

ヶ所が、「働く場と生活する場、遊びの場とバランスのとれたまちづくり」とくくり、「市民自ら参加するまちづくり」と結び、「文化活動の拠点づくり」「国際化、情報化の推進」とつながり、「豊かなコミュニティの形成」という、より大きなテーマにふくらませていつたのである。それは、「福祉のまちづくり」や「交通の利便性の良いまちづくり」「災害に強いまちづくり」等々が結びついていく様同じである。B地域にみられる二ヶ所の重層構造を読みとることができよう。

それを全区的な姿にあらわしたのが第三章「分野別的基本計画」であり、その枠組みを象徴的に図示すれば図2のとおりである。

3…プランの進行管理とその課題

私たちにとって当面の問題は、プランの進行管理をめぐる諸問題である。進行管理の一の問題は、ガーデン区構想（第二章）に発展させた計画目標をどう焦点化するかということである。すぐ取り組むべきことは、地域別に設定した地域別計画の達成であるが、A地域及びC地域を両翼に広げ、B地域を中心としてどう統合化できるかである。

当然にその推進組織は、流域または沿線（駅勢圏）ごとに組織されつつある組織になるだろう。

進行管理の第二の問題は、市民参加の仕方に応する領域の問題であつて、まず具体的なプロジェクトごとの活動の進行管理であり、次に町内会との関係が表面化するまちづくり広場ごとの活動の進行管理であり、市政研究会に組織されている市議会議員との連携動作の発展である。実際には、区づくりプラン策定委員会のあとをうけ、発足している「区づくりプラン推進委員会」の役割になろう。

ところで区づくりプラン推進委員会の当面の役割は次のものとされている。

1、プランの提案と推進

2、まちづくり推進協議会の設立準備

3、まちづくり支援センターの設立準備

策定から推進へと段階も局面も変わつた。「自立する都市」（第一章）へ向けて新しい希望の道が始まる。

図2

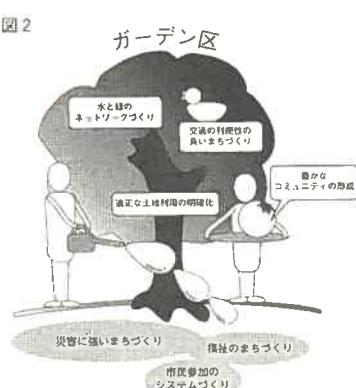


図1

